

第三編  
近  
世

## 第一章 外城(郷)建設

### 第一節 概説

関ヶ原役の後、徳川氏と島津氏は漸次和解して、慶長七年四月、家康は島津氏の所領である薩摩・大隅及び日向諸県郡を安堵し、その後、島津忠恒が上洛して家康に面接してから、徳川、島津は全く和解した。翌八年二月、家康は征夷大將軍に任ぜられ、徳川幕府が名実共に完成した。これから島津藩は徳川幕府の下に一藩として立つことになった。なお、慶長十四年からは琉球を領した。

島津藩の石高は、『県史』によると、正保三年十一月十五日付けの「薩摩大隅日州諸県郡琉球知行目録」によれば、惣高七二九、五七六石(薩摩三一五、〇〇五石、大隅一七〇、八三三石及び日向諸県郡の内一二〇、〇二四石、琉球一二三、七一〇石)となっている。

領内の住民の身分層は、基本的には士・百姓・町人その他であるが、その各個の内にも差別があり、この外に

も身分層があった。そして各人の身分は世襲的に定まっていた、自由に他の身分に交わることはできず、それぞれ身分に応じた生活の規定があった。士はまた家格による階層に分かれていた。『県史』によると、後年の名称では一門家、一所持、一所持格、寄合、寄合並、小番、新番、小姓与、郷士、与力等があり、それから下って士に準ずる足輕があった。

「幕末の薩摩」(原口寅雄著)の中で、御一門家(四戸)、一所持(十七戸)、一所持格(四十一戸)、寄合(五十四戸)、寄合並(十戸)、無格(二戸)、小番(七百六十戸)、新番(二十四戸)、御小姓与(徒士に相当し、大番ともいう—三千九十四戸)、以上九階級に分かれ、その下に郷士(大番格待遇)次に与力、これまでが士族で、各外城の座附士と足輕とは武士とはいえずとしている。

一門家は島津氏支族中、最も重い家格で、徳川氏の三家に類する。加治木家、垂水家、越前家(重富家)、今和泉家の四家である。一所持は一所、一つの外城をもつ領主で、一所持格は一所持の格である。原口氏によると、「一外城をもたないまでも、それに準ずる領地と家臣団をもつ重臣」という。当地方では一所持に都城島津家があり、一所持格には岩川の伊勢家、川上家、坂元の島津

内記家、月野の桂家などがある。

郷土は諸郷居住の士である。鹿児島に住む士を城下士といった。城下士と郷土更には家中とは厳しい差別があり、原口氏によると「最下級の御小姓与でも、城下士であるからには大した鼻息で、地方在住の郷土や家中を見下ろすこと、まるで家来のようにであった」という。

前記一門、一所持、一所持格などの私領主はそれぞれ家臣をもっていたが、これらは家中と呼ばれ、陪臣（まいたさむらい、また家来）と言われて、諸郷の郷士からも軽視されていた。

当時、末吉郷、恒吉郷、志布志郷は直轄地の郷土であったから、城下士には頭はあがらないが、岩川の伊勢家の家来（家中）、川上家の家来等に対しては、随分威張っていたのであった。この関係についてはまた別項で述べる。

島津藩は一時九州の大半をその勢力下に入れたが、豊臣秀吉の進攻にあい、もとの薩摩・大隅・日向諸県に帰ることになった。それまで養っていた家臣を収容するのに外城の制をとったのであった。藩内を百余の行政区画にして、家臣を配置し、農耕をしながら訓練をする屯田兵のような制度にした。元和元年（一六一五）一國一城

令が出たので、外城の城砦は廃せられたが、藩内に強力な人の城砦が築かれていたのであった。

「外城」は天明四年（一七八四）四月に「郷」と改め、また「所」とも言った。

各郷には麓を中心に地頭飯屋（地頭館）あるいは領主飯屋（領主館）を置き、そこに郷士、あるいは家来の大部分が居住した。麓は府本、あるいは府下とも書く。普通は城山を中心にその周囲に麓があった。恒吉は日輪城の下に麓があり、志布志も志布志城を囲んで麓がある。

しかし末吉はもと城山を囲んで麓をつくっていたが、宝暦五年に現在の地に地頭飯屋（末吉中学校付近）を移し、麓、町もそれぞれ現在の位置に移した。岩川は明治二年九月、岩川郷設置までは、末吉郷の管轄で、私領主伊勢家は鹿児島にいたので、それまでは麓の形成はななく、岩川郷設置の時、中ノ園、馬場、森園一帯に麓が新しく設置され、今の岩川小学校の所に飯屋があった。岩川郷新設以前に伊勢家の伊訪翁飯屋があったが、それについては別項で説明する。

外城の分合廃置はしばしば行われたが、『県史』によると、寛永十六年十二月の外城は八十七所で（薩摩三十七所、大隅三十二所、日向諸県郡十八所）、延享元年頃

には地頭所九十二所、一所二十一所計百十三所となり、大体一定した。

関係の分を挙げると、贈噺郡の地頭所は、国分、清水、曾於郡そく、敷根、福山、財部、末吉、恒吉。一所（私領）は、市成。日向諸県郡の地頭所は、吉田、馬関田、加久藤、飯野、小林、須木、野尻、綾、高岡、倉岡、穆佐、高原、高崎、高城、山之口、勝岡、松山、大崎、志布志。一所（私領）は、都城。

右に書いた当時の贈噺郡は末吉、恒吉から西の方へ国分、清水までの範囲であり、松山、志布志、大崎は日向諸県郡に入っていた。

庄内の乱に関係のあった地方、財部、末吉、恒吉各郷の新しい建設は、伊集院幸侃、忠真色を払拭する為に、もとからこの地におった者は追放し、代わりに藩内各地から島津勢力を配置し、治安と今後の建設にあてたと思われる。

庄内の乱の終熄したのは、関ヶ原戦の直前、慶長五年三月であった。それまで当地方を領していた伊集院忠真は、遠く薩摩頼娃に転封され、都城には旧領主北郷忠能が薩州宮之城から復帰した。この時、従来、都城領であった末吉、恒吉は島津直轄となった。

関係郷へ各地の郷士を移し入れたのは、当時の事情を書いた古文書があり、末吉では「末吉衆中引付写」「末吉根元帳」、恒吉では「恒吉衆中出所帳写」があつて、当時の事情をしのぶことが出来る。

これらの古文書によると、末吉の場合は「末吉衆中引付写」では、慶長四年から寛永八年前後まで、「末吉根元帳」では慶長四年から寛永十九年前後となっている。つまり慶長四年から寛永十九年ごろまでに、大体の配置を終わつたということになる。しかしこの間、一番多いのは慶長四年から五、六年のころである所を見ると、庄内の乱がすむと、直ちに着手一年くらいの間には、一応形を整えたと思われる。なお、慶長四年というのは、庄内の乱の発端の年で、戦場に来て島津方で働き、そのままこの地にいついた（そのまま配置された）者である。現に末吉の場合、検見崎家など、そのような事実を証する書きものがある。

「恒吉衆中出所帳写」の場合は、どこから来たかはわかるが、何年からは入つて来たというのはいわからない。しかしそれは末吉の場合と同じ状況であつたことは当時の状勢から容易に想像されることで、やはり慶長四年からはじまるものであろう。もっとも慶長四年は戦争中

で、まだ配置されたのではないので、翌五年からとするのが正しいかもしれない。

しかし、この「衆中出所帳」によると、寛永十七年の記録として「寛永元年より同十七年迄、罷出候衆老人茂無御座候」とあるので、寛永元年の前年元和九年迄には、入郷が終っていると思われる。

入郷人数については、「衆中引付」ではおよそ二五一一人、「末吉根元帳」ではおよそ二四八人となっており、末吉ではだいたい二五〇人くらいが入郷したと思われる。恒吉は七三人である。

岩川は当時末吉の中であるので、末吉の郷建設に含まれる。しかし岩川は伊勢氏の私領であるから、現在の岩川に郷士家の後裔のあるのは明治二年の岩川郷建設関係、すなわち戊辰の役関係などから岩川に来た人が多いのであるから、これについてはその項で述べることとする。勿論、この岩川郷建設以前から岩川に住んでいた家中士もあつたのである。

## 第二節 末吉外城（郷）

——岩川は当時末吉郷の中

地頭は郷を支配するわけであるが、古くは地頭はその郷に居住して、いわゆる居地頭であつたが、寛永のころから遙任となり大部分は城下居住となつた。地頭は家老以下重役の兼務、あるいは無役でも家格などによつて任ぜられたものであつた。任期のきまりもなく、しばしば所替があつた。こうしたものを掛持地頭といつた。中には例外として専任で、その所に赴任する者もあり、これを移地頭といつた。しかしこの移地頭も後には掛持地頭になつた。

地頭はその地の郷士を家来同様にし、戦時にはこれを率いて行つたのである。「戦場では地頭の手を離れ、他の手に附く時は、如何なる功名があつても忠節ではない」と掟にいつているほどである。地頭は任命の当初及びその後数年に一度は地頭所を視察する定めで、これを地頭入部といつた。この入部についても、敵しい命令が出たりしたが、中ごろでは行われなくなり、また命令が

出たりしたらしい。

岩川は当時末吉郷で末吉地頭の支配下にあつたので、末吉の歴代地頭の名を記す。

平田出羽守宗仍（豊州家領の時）、平田美濃守（公領から北郷領のころか）、土持撰津介興綱（北郷領）、土持撰津介頼綱、北郷久左衛門尉、土持光綱（天正十二頃）

島津直轄以降の地頭

村田雅楽助経宣（慶長のころ）、村田三郎右衛門経宣（慶長、元和のころ）、頼娃左馬介久政（寛永、正保のころ）、島津正大弼久慶（正保、慶安頃）、島津豊前久守（慶安、天明ごろとも）、島津三郎右衛門久心、鎌田源左衛門政有（寛文元より）、肝付弾正久兼（寛文十一より）、平山久馬介久行（延宝、元禄）、町田助太夫久居（元禄十より）、桂織部久祐（宝永三より）、島津周防久壽（宝永七—享保十四）、伊集院藏人久矩（享保十五—享保廿）、元文元年から寛保元年まで磯付外城、島津左衛門久甫（寛保四—延享五）、島津主殿久馮（寛延元—宝曆八）、島津奎久峯（宝曆十より）、川田伊織国福（宝曆十三—安永四）、新納内藏久壽（安永九—天明二）、赤松造酒（天明五—天明九）、島津（鎌田）将監久美（寛政六より）、島津内膳久中（享和元—文化二）、鎌田典膳政（文化三—文化五）、畠山式部義矩（文化十一、文政三まで）、伊勢伊織貞（文政五、文政九まで）、樺山権十郎（天

保二より）、赤松主水（天保五より）、末川久馬（天保十より）、友野市助（弘化三より）

（旧記雑録拾遺より）

各郷では地頭の下に郷士年寄、横目、与頭三役があつた。郷士年寄は普通数人であるが、末吉の場合は六人であつた記録がある。六人の合議制で郷の行政にあつた。年寄は家筋があり末吉では長野覚右衛門、東郷伊左衛門、検見崎権左衛門、永田勘左衛門、宮里喜兵衛、川添四郎左衛門、中俣次右衛門、上別府市左衛門、東山新左衛門、有馬雄左衛門、白尾源太兵衛、永田五郎左衛門、当分年寄に、永田勘左衛門、宮里喜兵衛、川添四郎左衛門、東山新左衛門、東郷伊兵衛、上別府守之進などであつた。横目は巡察監視にあたり今の警察の役目をし、与頭は郷士を数組に分ち組をつくつたが、組頭はその長となつた。

末吉の諸役を次に記す。

郷士年寄六人、与頭四人、横目六人、普請方見廻二人、小与頭二十人、行司二人、竹木見廻二人、牧司二人、駒見廻二人、地頭横目二人、柙楮掛五人、高帳掛二人、牛馬改役

三人、郷土年寄役所書役二人、横目方書役二人、庄屋七人、触役四人、町部当一人、御鳥掛二人、樹方掛四人

「薩隅日琉諸郷便覧」によれば

末吉 高一万六千四百十二石一斗二升八合四勺五才

惣廻り 二十三里八町四十五間半

士高 二千七百六十九石三斗八升四合六勺一才

### 第三節 恒吉外城（郷）

恒吉の郷士は、「恒吉衆中出所帳写」による七十三人が郷建設にあたった人たちであるが、このほかに坂元の方には私領の家中士集団があり、文化十四年の「隅州曾於郡恒吉坂本村居住之家中」に村原休左衛門ほか三十六名記されている。前述の郷建設は七十三名の郷士によって進められたが、坂元は宮之城島津二男家の私領であったので家中士が別にいた。

なお坂本（坂元）には「其外志布志、蒲生、宮之城、鶴田、山崎、中江、中宿之衆、余多にて候」とあるが、坂元は土地が広いので方々から「中宿之衆」が相当来ていた。中宿というのは生活困窮の郷士などが生活を見て

直すため、一時居村を離れ未墾地を開拓して他村に移り住むことをいう。

慶長四年六月二十五日庄内の乱の劈頭、恒吉城が陥落し、その後を寺山四郎左衛門久兼入道常雲が守備したが、乱が治まると、寺山は恒吉の地頭になり、恒吉郷の建設にかかった。

これを「恒吉衆中出所帳写」によると、他郷の建設と同じような行き方で、藩内各地から衆中を移して新しい郷建設を行なった。薩州吉田十五人、菱刈本城十人、串良二人、幸侃衆九人、高隈三人、□山一人、市成一人、百引二人、財部一人、吉田一人、幸侃衆一人、吉田一人、福山四人、野方一人、大始良一人、幸侃衆四人、百引二人、牛根一人、菱刈本城一人、谷山一人、吉田四人、この他はつきり前々より住人一人、他に不明数人となっている。遠くは薩州吉田、菱刈本城、谷山などあり、幸侃衆というのは、庄内の乱の張本人伊集院幸侃の家来衆で、庄内の乱で敗れ、島津方に帰順した者であろう。この中にはもとから当地方におったものもあろうし、配置換えになった者もあろう。

#### 恒吉衆中出所帳写

遠矢吉左衛門、宮路織部介、竹下刑部左衛門、小田城

之助、田尻主殿介、大窪加左衛門、肥後主左衛門、岩下近右エ門、後藤帶刀介、川畑小外記、長崎對馬介、中島筑後介、五藤弓後左衛門、桑幡勝吉、山口藤七兵衛  
右拾五人庄内御弓箭之砌、地頭寺山四郎左衛門殿代薩州吉田より移番仕于今如斯候

大川内与兵衛、蓼田備後介、春田与左衛門、上原九郎左衛門、篠原九郎右衛門、蓼田治右衛門、長池早右衛門、春田平馬之丞、宗方源助、田中藤右衛門  
右拾人庄内御弓箭之砌地頭寺山四郎左衛門殿代菱刈本城より移番仕于今如斯候

曲田源次兵衛、曲田采女正  
右式人庄内御弓箭之砌地頭寺山四郎左衛門殿代串良ヨリ移番仕于今如斯候

吉田早左衛門、野上田筑右衛門、野上田主計介、鎌田善鏡坊、領家七左衛門、朝倉弥兵衛、黒岩七右衛門、谷口清右衛門、坂元九兵衛

右九人幸侃衆地頭寺山四郎左衛門殿代罷出于今如斯候  
森山助右衛門、勝目但馬介、吉岡越前介  
右三人地頭寺山四郎左衛門殿代高隈より罷出于今如斯候

高野嘉右衛門  
右者庄内御弓箭以後地頭寺山四郎左衛門殿代□山より罷出于今如斯候

刀坂早兵衛

右者庄内御弓箭以後市成より罷出百日番仕于今如斯候  
上原半兵衛、稻近源太左衛門  
右式人庄内御弓箭之後地頭寺山四郎左衛門殿代百引より罷出于今如斯候。地頭同人代

重村佐渡介

右者庄内御弓箭已後地頭同人代所より罷出于今如斯候

小島和泉介

右者庄内御弓箭以後地頭寺山四郎左衛門殿代財部より罷出于今如斯候

笠茂掃部介

右者庄内御弓箭已後地頭寺山四郎左衛門殿代被罷出前々より庄屋筋ニ而候

中島与右衛門

右者地頭寺山出羽守殿代薩州吉田より罷出于今如斯候

領家大兵衛

右者幸侃衆地頭同人代罷出于今如斯候

山口孫右衛門

右者地頭寺山四郎左衛門殿代薩州吉田より罷出于今如斯候

一ヶ所衆 岩切兵部左衛門、中丸豊前介、摺木四市丞、堀切寛左衛門

堀切寛左衛門

右四人庄内御弓箭中山田利安御下知ヲ以テ福山内吉野椿在

番仕其後地頭同人代罷出于今如斯候



中原大寛介、松下休左衛門、山下軍右衛門、徳丸善助、  
長友七郎左衛門

右五人庄内御弓箭後地頭寺山四郎左衛門殿代罷出于今如斯  
ニ候

兄玉清兵衛

右者地頭同人代野方より罷出于今如斯ニ候

曲田小監丞

右者地頭寺山出羽守殿代大始良より罷出于今如斯ニ候

日高松右衛門、川崎式左衛門、古東長学坊、領家談右衛  
門

右者幸侃衆地頭寺山四郎左衛門殿代罷出于今如斯ニ候

稲近少左衛門、木尾弥右衛門

右式人地頭寺山出羽守殿代百引より罷出于今如斯ニ候

長江与右衛門

右者地頭同人代牛根より罷移于今如斯ニ候

本村市左衛門

右者地頭同人代菱刈本城より罷出于今如斯ニ候

鹿島長右衛門

右者地頭同人代谷山より罷出于今如斯ニ候

川畑勝右衛門、中村彦左衛門、肥後権左衛門、長崎但馬  
守

右四人地頭出羽守殿代薩州吉田ヨリ罷出于今如斯ニ候

右合人数七拾三人寛永元年より同十七年迄罷出候衆老入茂

無御座候

暖 曲田源次兵衛、宮路織部介、竹下刑部左衛門

寛永十七年辰十月二日

### 恒吉郷の歴代地頭

肝付加賀守兼吉(天文廿二年頃、肝付領の時)、新納勘解  
由次官忠家(天正八頃)、小杉治部少輔頼秀(天正十一頃、  
北郷氏臣)

### 島津直轄以降(庄内の乱以降)の地頭

寺山四郎左エ門久兼(慶長四ころ、同九年もいる)、平田  
安房介宗衡(慶長十五より)、伊勢美濃守貞長(寛永三頃)、  
相良権兵衛尉頼員(寛永九頃)、吉利下総守忠張(寛永十六  
より)、弥寝右近重長、伊東次郎右エ門祐之(御用人也)、  
島津豊前久邦(寛文三より)、山田民部少輔有隆(寛文九  
より)、丹生弥兵衛信詮(寛文九より)、上村茂兵衛(延宝  
二より)、若松十左エ門(延宝四より)、諏訪妥女兼延(延  
宝八より)、大島清太夫久成(貞享元より)、相良李之助長  
賢(宝永三より)、上村権兵衛行隆(宝永四より)、伊地知  
八郎兵衛重供(宝永六より)、大野七郎太夫(享保三―寛保  
元)、町田仲右エ門(延享二―寛延三)、名越左源太(宝曆  
二―宝曆十)、新納次郎四郎久壽(宝曆十一明和八)、末川  
織衛(安永二―安永七)、伊地知嘉右エ門季置(安永十一寛

政二)、迫水善左エ門(寛政三—寛政十)、有川勇馬(寛政十一より)、伊東仙太夫(文政二—文政四)、本田久米(文政五—文政九)、渋谷充内(文政九—文政十)、伊集院伊膳久文(文政十より)、平田鞆負正保(嘉永二より)

(旧記雜録拾遺より)

堀四郎左衛門(元治の頃、福山地頭で財部、敷根、恒吉兼務)、中山仲左衛門(慶応のころ、桜島地頭で牛根、高隈、百引、恒吉兼務)、高崎左京(後豊曆又は正風と称す。明治元年より四年まで、桜島地頭で垂水、牛根、市成、百引、花岡、新城、恒吉兼務)。

地頭職は明治四年廃止された。地頭の職務は郷士の指揮官で、文武両道を奨励し、士気を鼓舞し、有事の日に備えた。

郷村史職務権限について『恒吉村史』に説明しているので記述する。

「囃役 郷士年寄(四人。書役ありて事務をとる)は郷の長吏で、即ち郷の総務職である。組頭(三人)は郷士の指揮職で、文武両道を奨励する。横目(二人)は犯罪、不良の徒を取締る職で、現在の巡查のようなものである。地頭横目(二人)は地頭の侍従職である。郡見廻(四人)は租税の出納、牛馬の調査、人民の戸口夫役等の事を掌る職

である。扨楮職(二人)は扨楮の上納を掌り、行司は竹木見廻(行司一人、竹木見廻二人)の長職にして共に山林事務を掌る。又庄屋は(四人)は、百姓の親分職で、村落には名主(別名在役ともいう)と称する頭職がある。その他小触、下触等の職があつて、郷吏の事務を補助する。旧藩時代の職員は威権正しく、上下の区別殊に厳格で、下吏は長吏の命といえ、如何なることなりとも、唯々諾々として抵抗することが出来ず、応待の言語、礼儀、作法自ら上下の区別があつて、決して不敬なことは出来ない。凡そ室内の礼法は、座つて頭を畳につける外ないが、外出途上の礼法は四種の等差がある。第一種は両手を地につけ匍匐して礼をする。第二種は腰をかがめ、両手を足指に着けて礼をする。第三種は腰を少しかがめ、両手を膝に着けて礼をする。第四種は少しく頭を下げるばかりである。又、言語には三種(ハイ、ヲウ、ヨ)の区別がある。百姓が職員郷士に対する場合は、第一種の礼を用い、郷士が対する場合は第二種の礼を用い、同輩にはたいてい第三種の礼を用い、幼い者が長上に対する場合は第二種の礼を用いる。職員が郷士に対する場合は、第四種の礼を用い、職員郷士が百姓に対する場合は、別に礼をせず、ただ返辞をするばかりである」

#### 恒吉郷の諸役

恒吉郷の諸役で、年代ははっきりわからないが幕末に

ろの記録がある。

郷士年寄

宗像甚右衛門、後藤元永、長崎休兵衛、(この三人同時)

遠矢磯右衛門(後、金兵衛良治と改名)、小田半五衛門(後、長福と改名)、長池喜三左衛門、笠茂伊予頭(後常盤と改名)、(この四人同時)

勝目雄右衛門(後、政行と改名)、長池氏僅カニ付又四人ナリ。

組頭

後藤与次右衛門、(後、祐之と改名)、笠茂談右衛門(後、政徳と改名)、吉岡能登頭(後、兼清と改名)、永井林左衛門(後、利徳と改名)

横目

川畑金左衛門(後、直記と改名)、野上田半右衛門(後光祐と改名)

地頭横目

小田能右衛門(後、長武と改名)、川畑武右衛門(後、篤徳と改名)

行司

中原寿郎左衛門  
竹木見廻

谷口清五右衛門(後、一二と改名)、鹿島伝角(後、国

治と改名)

郡見廻

吉岡藏之助(後、与兵衛と改名)、勝目新助(後、政行と改名)、宗像甚五左衛門(後、氏栄と改名)

柙楯掛

野上田半右衛門(後、光祐と改名)、中島弘介(後、義貫と改名)

御製葉方掛並ニ御鳥掛

川畑喜左衛門

樟掛

曲田源次兵衛(後、政光と改名)

御地頭仮屋守

山下勘五左衛門(後、正節と改名)

長江村庄屋 後藤弥左衛門(後、祐治と改名)

大谷村庄屋 長崎弥平太(後、正基と改名)

坂元村庄屋 指宿平左衛門

須田木村庄屋 末原源五郎、西郷孫之丞(兩人とも市成)

年代は不明であるが幕末と思われる郷の役氏名に次のようにある(勝目文書)。

郷士年寄 長池吉三左衛門、遠矢金兵衛、緒方大太左衛

門、勝目新助

組頭 遠矢吉左衛門、中村彦右衛門、永井林右衛門  
横目 長崎休兵衛、川畑喜左衛門

### 恒吉の郷土

野上田愛五郎氏の話によると、恒吉の郷土の古い家は、肝付の家来であったという。

野上田、真方、高野、鎌田、笠茂などである。この中笠茂は十四代つづいている。これらの家は慶長以前から住んでいた家である。慶長のころ、鹿兒島の吉田から来た家が、勝目、後藤、長井、小田などで、遠矢は田布施から来た。

恒吉の旧土族は一四〇戸であったが、現在は多くはない。土族の中で生活が思わしくなく、田舎へ行ったものもある。川路山、坂元、沖上、宮ヶ原などの部落に行っているのがそれである。

禄高については、「禄高帖」が村役場にあったが、昭和十九年、役場が焼けてしまつて、今はない。野上田氏が記憶しているのでは次のとおりである。

小田五十五石、後藤五十三石、遠矢五十石、笠茂四十八石五斗、川畑四十八石

### 恒吉郷地頭飯屋

「勝目文書」に「恒吉小学校は明治五年九月、恒吉第二十一郷校として創立してから、明治十九年迄は旧地頭飯屋跡で、家屋の構造不完全なりしが明治二十年新築し、構造稍々美観を呈す」とある。

伊集院惣右衛門居城の場所旧地頭飯屋、方今恒吉尋常高等小学校より一町程の所に有之候（勝目文書）

### 恒吉城の松

恒吉城の松はから松といって、杉のような松であった。島津氏が朝鮮征伐の時、朝鮮から実をもつて来て植えたのだと言ひ伝えられている。城の下からチャエンが迫（城から一四・五町離れた所）までの街道に、その松並木があった（野上田愛五郎氏談）。

「薩隅日琉諸郷便覧」によれば

恒吉 高三千四百二十五石二斗五升八合九勺

惣廻九里三十四町二十六間

土高七百十六石五斗一升二合四勺三才

となつており、

元禄の「縄引帳」では

一、恒吉惣廻九里拾九町貳拾三間

縦三里半余 横壹里拾五町

年代不明であるが

恒吉旧高三千六百六石七斗四升九合九勺

内八百五拾貳石三斗六升二合五勺五才

土族高持

内二千七百三石三斗九升九合六才筆次帳内

(勝目文書)

となっている。

#### 第四節 志布志外城(郷)

——当時、月野は志布志外城の中

月野は明治二十五年志布志から分離したのでそれ以前は志布志郷に属していたわけである。それで大体ではあるが、志布志郷の始まりや郷の組織について述べる。

志布志郷の創設は、天文七年(一五三八)に新納家が没落し、その後、島津忠朝の領地となったがそれ以来、志布志郷は外城となった。その時の郷士は、山田、鹿

屋、平田、祁答院、恒吉、関、有川、有馬、牧、滝口、上村、間世田、国分、辻、川俣、赤崎、若松、木原、阿多、海江田、土持、酒匂、稲津、肥後、北原、大木、池田、東坂、黒田、肥野尾など三十一人であった。

志布志郷の創設は末吉郷、恒吉郷の慶長年間であるのに比べて天文七年であるから、およそ六十余年早いわけである。末吉と恒吉とはそれまで共に都城の伊集院幸侃の私領の中で、庄内の乱の結果、島津直轄となり、新しく外城(郷)が創設されたのであるが、志布志はその前から外城(郷)になっていて、庄内の乱の時は、攻撃する立場にあった。

志布志郷の行政機構は地頭の下に郷士年寄(暖)、横目与頭三役の下に、普請見廻、相談役、地頭横目、浦役、浦役助、庄屋高究役、牛馬役行司、郡見廻役、下代役、江戸京都大阪蔵役、夏井八郎ヶ野番所勤番並手形書筆者、京都江戸守衛、触役、志布志与下代、柝見廻、用水掛、山方等の諸役があった。これらはすべて郷士の中から任命される。

右の中、郷士年寄(暖)は郷の最上の役で郷の政務全般を司った。志布志では最初は三人であったが、中葉は五人に増員した。横目は郷中の有為の人材を選び、訴訟

警察の事務に当たった。組頭は志布志郷士を、大手、西谷、沢目記、小淵、向川原の五組の組頭で、郷士の取締、郷士の禄高などについて当たった。この三役の中で郷士年寄と組頭は世襲の定めであった。

志布志郷の諸役を見ると、三役は別として浦役、夏井八郎ヶ野番所勤番など他郷にない役目がある。浦役というのは海村で浜や漁業を管掌する役目である。番所勤番は関所の役人であるが、志布志は秋月藩と境を接している、鹿児島藩四方の守り出水、大口と共に極めて重要な位置にある。関所は夏井、八郎ヶ野、津口の三ヶ所と九ヶ所の辺路番所がある。

### 志布志郷（外城）の歴代地頭

大野出羽守（天文のころ、蓬原村地頭）、伊集院筑前守久利（永禄のころ）、肝付三河入道竹友（永禄五年五月肝付領の時）、鎌田刑部左衛門政広（天正八ごろ）、伊集院筑前守久信（天正九ごろ、蓬原村地頭）、鎌田出雲守政近（慶長十死去）、喜入大炊介久政、樺山権左衛門久高（慶長四ごろ）、右松安右衛門祐盛（慶長十四ごろ）、平田新左衛門宗弘、川上因幡守久国（寛永九ごろ）、島津中務久茂（慶安二より）、島津新八久武、島津帯刀久元（延宝二より）、平田新左衛門宗正（元禄四より）、平田兵十郎宗房（元禄十二—宝永二）、島

津帯刀忠雄（宝永三—正徳五）、島津中務久貴（正徳五—元文四）、堀四郎大夫（元文四より）、郷原金太夫久雄（元文四—延享四）、鎌田典膳（延享四—宝曆十二）、島津若狭（宝曆十一—明和二）、島津仲久健（明和二—天明七）、島津和泉久邦（天明七—寛政三）、伊勢幡磨貞矩（寛政三より）、山岡雅楽久方（寛政四—寛政五）、市田勘解由（寛政六—寛政九、後川上久馬殿へ差引被仰付）、川田伊織（寛政十二—文化四）、秩父太郎（文化五）、島津安房（文化五—文政二）、新納内藏（文政二—文政九、後北郷内記殿へ差引、文政十一島津但馬殿へ差引）、二階堂伊豆（天保二—天保四）、市田長門殿（天保四—天保七、後は島津石見殿へ差引）、島津登（天保十一—弘化三）、調所笑左衛門（弘化三—嘉永元）、末川久馬（嘉永二より）（旧記雑録拾遺より、長期欠務の分のみ差引を挿入した）。

志布志郷の郷士年寄（慶）役は家筋により世襲されていたが、記録により記す。

慶安三年（慶）山田七郎左衛門、平田万兵衛、床次小左衛門、元禄十二年（慶）山田七郎左衛門、鹿屋権左衛門、平田半之丞、坂元甚兵衛、天明四年（郷士年寄）肝付半五右衛門、阿多源太夫、東条権之丞、貴島源兵衛、同源左衛門、文政十三年（郷士年寄）瀬戸口民右衛門、貴島勇右衛

門、赤崎仲左衛門、上村強兵衛、阿多新之丞、明和五年（慶）赤崎長右衛門、貴島政藏、坂元新之丞、阿多新之丞、肝付半右衛門、天正年間（慶）若松忠賢、回久高、元治元年（郷土年寄）西田紋次郎、有川利右衛門、赤崎甚兵衛、享保十二年（慶）貴島勇右衛門、赤崎甚五右衛門、平田喜三右衛門、若松宗右衛門、肝付半五右衛門、嘉永二年（郷土年寄）床次勇七郎、同助村原宗十郎

月野の郷士

有馬十助（祐右衛門）、平山源次郎、黒岩嘉之助、原口市之進、小牟田牛之助、橋口善助、鹿屋次郎右衛門、萩原善右衛門、安庄弥左衛門、佐藤弥右衛門、新穂正次郎、出水源五郎、中山正平、岩満卯之助、宮内十八郎、忠隈佐左衛門、園田次八郎、安庄甚五兵衛、牧之瀬仲左衛門、牧山善左衛門、野田仲之進（系図写しによる）

月野の高

志布志郷月野村は、「高辻帳」によると、「志布志惣廻三十五里九町余」とある。

志布志郷は「志布志、帖、夏井、内之倉、田之浦、安楽、伊崎田、月野、野神、原田、野井倉、蓬原」である。

志布志郷高

壱万三千五百四十三石六斗式合勺

（薩隅日惣高並郡鄉村調）

槻野村高千七百三拾五石九斗式升五合

（薩隅日並琉球高辻帳）

岩元の古藤家

月野岩元の古藤家は、諸郷建設のころ、戦争に飽いて月野に落着き百姓になったという言伝えが残っている。

末吉にある古藤姓は、新地、向江、深川の古藤とも月野の古藤家（藩政時代は下岩元門）がもとであると言っている。筆者（高木秀吉氏）も向江の古藤で、月野がもとであるということを聞いたことがある。月野の下岩元門には鎧や陣羽織などがあり、系図もあつたそうであるが、末吉の古藤が持っていたという。

本家は百姓（下岩元門）になったが、末吉に行った古藤はすべて郷士である。この間の事情について、月野におれば百姓、要請に応じて他所へ移れば郷士になれたと言われている。

## 第二章 私 領

### 第一節 概 説

大隅町は岩川、月野、恒吉の三町村合併でできたが、この中で、岩川は昔は末吉郷の内、月野は志布志郷の内、恒吉は独立の恒吉郷である。しかしこの中で、岩川は伊勢家の私領、月野は桂家、川上家の私領、恒吉郷の内、坂元は宮之城島津家の私領、須田木は島津仁十郎の私領、岩川の菅牟田から恒吉の大谷にかけて川上家の家来がいる。

こうしてみると大隅町は他郷に比べて、非常に複雑な行政のもとに置かれていたことがわかる。

例えば岩川では末吉郷の支配を受け、末吉からの指図による義務を果たしながら、一方、伊勢家の私領として上納を納め、更に伊勢家役人の指図も受けねばならなかったのである。

岩川の各村について「三国名勝図会」に次のように記してある。

「岩川は当邑馬場村、菅牟田村、飯田村、梶ヶ野村、土成村、田尻村、中島村、有持村の総名なり。俗に馬場、菅牟田、飯田の三村を併せて五十町村と称し、梶ヶ野、土成、田尻の三村を併て中之内村と称し、中島、有持の二村を併て岩崎村と称す」

恒吉は同図会にみえる長江村・大谷村・坂本村の他に須田木（須田野木）村がある。

月野は梶野村である。

岩川の五十町村は慶長のころ、伊勢貞昌に島津氏から与えられている。貞昌は庄内の乱に参加し功があったし、また伊東氏の家来が綾に侵攻してきたときもこれを討ったが、これらの功により五十町を私領として与えられたのであろう。

中之内村は島津家久の子貞昭を養子にむかえた時、貞昌に増加されているが、貞昭は寛永六年誕生した。貞昌は翌七年家久に対して「我等子共無之候ニ付」去年御誕生の御子様を申し請けたくお願いしたらお許しがでて「如其落着満足仕候」云々と寛永七年十二月書状を書いているが、一方「兵部少殿御養子御定り之状福屋五郎兵衛殿被持下候未二月十五日」というのもある。未は寛永八年であるから中之内村が伊勢私領となったのは寛永



七・八年であろう（旧記雑録より）。

## 第二節 伊 勢 家

岩川は末吉の支配下にありながら、伊勢家の支配を受けたのであるが、後者の伊勢家からの支配がどのようなものであったかは、資料の発見に随分努力したが、遂にくわしいことはつかめなかった。その中、寛政十一年の「伊訪翁御飯屋仰渡留帳」という文書が伊勢家にあり、それによると、伊勢家から岩川に対する支配の一部が想像される。

### 伊訪翁御飯屋

「伊訪翁御飯屋」の「伊訪翁」については、鮫島利雄氏によると、現在八幡神社のある丘がイワオ城のあった所で、岩尾の文字を使っていたようだとのことである。

「仰渡留帳」によると、「馬場の名を改めて伊訪翁」と名づけたとある。留帳の関係から考えると、寛政十一年ごろにあたる。しかし馬場の名は現在も残っているので、あの丘だけのことであろう。鮫島氏のいう岩尾城がどの

くらいの城であったかはよくわからない。この地方の戦国の世の歴史にも出て来ないので、小さい砦であったであろう。

この「仰渡留」によると、寛政の頃は、「足をとどむべき飯の家とでもなかったが伊勢家としてもここに飯屋を造ろうという考えは久しく持って居たので、やっと馬場の勝地をえらんで飯屋を造ることになったというのである。寛政十一年九月になって完成したが、役所というよりも「休憩の所と定め」とあるように、集会所のような意味であつたらしい。「御領分御家来中江御条書之留」を見ても、別に岩川を総括する事務をとつたとは思われないようである。「何ぞ不時之勤方申付候節随分不無背可相勤候、鹿兒島江罷居候家来共とは相替勤方も稀成儀候間可心懸事」という所があるが、鹿兒島の役人とは違って勤めも稀だからという。常勤の者はなかったことがわかる。そして何か急に事の起こった時は、飯屋から貝を吹くので、皆遅滞なく馳せ集れという。

年頭上巳、端午夕八朔重陽には飯屋へ行って御祝儀帳に記帳する。飯屋の掃除日、出火大風地震の時の心得、道具の始末、お客のある時の接待など細々と心掛が記されている。年頭の時は麻袴をつけて出仕するというあた

り、当時の様子が想像される。

それから家来中への警告は強固なもので、「文武忠孝をはげみ、礼法を正しくする。親子兄弟睦み合い、朋友も礼儀正しく交り、風俗を乱してはならない。若い者は学問、武芸、筆算を格別に勉強せよ、一向宗は禁制する、仲間の内で見聞したものは早く役人に届け出よ、博奕其外勝負事は禁止だからきびしく守れ」など、当時の家来筋の守るべき道がこまかく示されている。

「私領五番隊」の中の写真の説明に、仮屋のことがあるので次に掲げる。

「岩川小学校は旧岩川城趾の直ぐ下であり、岩川城は現今八幡神社の境内となり、もと岩尾城と言ったと記録に残る。学校所在地は戊辰の頃までの御仮屋にして、其の後は処は軍治館となり、此の名桐野利秋の命名なり。是処にて子弟を訓練せり、後都城第四郷校を経て外城五十二郷校となり後岩川小学校となり、以て今日に到る。写真は向って右手を撮せるものにして、左に職員室、応接室、講堂及教室九を残す。各方新校舎の上方木立は岩川城趾なり。」

御仮屋の家の跡は岩川小学校のもと裁縫室と教室のあるところにあった。

上の丘は権現山といった。権現さまが頂上におられ、その後八幡さまに合祀した(伊勢マルさんの話)。

それでは伊勢家は岩川をどのような制度で支配していたのであろうか。

「伊訪翁御仮屋仰渡留帳」は伊勢家役人から岩川の家来への通達であるが、宛は「与頭衆」、「岩川与頭中、御仮屋掛中」となっている。そこで考えられるのは、岩川の最高役人は与頭で、与頭は数人であったと思われる。他の独立した郷のように、郷士年寄、横目、組頭の三役に当るものは、岩川では資料として発見出来なかった。

## 庄 屋

馬場の馬場和夫方は祖先に庄屋、郡見廻、与頭など勤めた人がいる。

一与頭役

一被下方同役同前

馬場清八

右之通被仰付候

二月

助右衛門

これは与頭役の辞令であるが、前から継続であったらしく、扶持はわからない。年月も二月とだけで記入がない、助右衛門という名に苗字がないのは、馬場清八より上位の人で苗字を省いたものである。この清八という人は牛馬役兼務で郡見廻と五拾町村庄屋を勤めた辞令もある。

一五拾町村庄屋

一真米老石八斗 先

馬場清八

右之通年数八ヶ年勤方被仰付御扶持方被下置候

卯 二月

仲兵衛

清八の庄屋年数八ヶ年とあるが、普通、任期八ヶ年のようである。馬場正次郎という人も庄屋で年数五ヶ年というのものもある。馬場家は代々庄屋を勤めた家らしく、馬場熊五郎も庄屋を勤めている。

庄屋の扶持米は前記のように真米老石八斗（清八分）、馬場正次郎の分には「真米六斗三升、粟老石五升」とある。

庄屋の扶持は村の大小によって違うようで、四石、三

石というのものもあるが平均には二石くらいのものであったようだ。

庄屋について、鮫島長十郎氏は次のように話した。

岩川の庄屋は五十町村と中之内村に置かれた。五十町村の庄屋元は岡別府にあり、川崎武八も庄屋であった。中之内村の庄屋元は、大隅警察署の向かうの世貫神社（鮫島氏は大明神という）の近くの吉井部落にあった。庄屋元は村の役場で、郷士は庄屋になると庄屋元に住みこみ、辞めるとまた自宅に帰った。庄屋元の家葺きなどの時は、村人が皆品物を持ち寄って葺くというような風であった。

#### 末吉地頭所と岩川の関係

岩川の家来筋ではこうして鹿児島島の伊勢家からの指図を受けていたのであるが、一方、行政としては、末吉郷の中に含まれているので「末吉郷岩川」であった。したがって末吉郷地頭所からの通達命令は、岩川にも現在の末吉町内と同様に来たのであった。つまり岩川の人たち（伊勢家の家来も百姓を含めて）は、伊勢家の命に服し、更に末吉地頭所の命にも従ったのであった。

一唐竹式拾九本 六七寸廻り  
一いらさ竹拾三束 三尺廻り

但主取より一日に取揃被納様

右者御地頭御飯屋外廻垣ふしん用として申渡候間明廿六  
日無未進主取より一頭被納様被申渡候此段申渡候

郡見廻

申四月廿五日

中内村

庄屋衆中

〔萩原勲文書〕

末吉の地頭飯屋の外廻垣ふしんのために、唐竹やいら  
さ竹を差出すよう、郡見廻からの通達である。当時の地  
頭飯屋は現在の末吉中学校の地である。こうして唐竹と  
かいらさ竹とか現物を百姓から納めていたのであった。  
また夫役、人夫の労力を提供することも非常に多かつ  
た。

夫三人

但主取老人

右者明十五日五拾町村より御廐御役々衆宿拵夫として申  
渡候間朝六時右役所へ罷出届出相勤様此段申渡候

郡見廻

申 四月十四日

中内村

庄屋衆中

一、夫四人

但明十九日朝六ッ時より明晩迄

一、〃四人

但明十九日晚より明廿日迄

右者御廐御役々衆御差入に付宿水夫但書通罷出届申出相  
勤候様可申渡候此段申渡候以上



伊訪翁飯屋跡（岩川小学校校庭）

〔萩原勲文書〕

郡見廻

廐役人の宿のことで、水夫（小使）を召集しているが、後者は二日に亘る労力である。夫役や人夫の外に馬を含める時もある。

- 一、馬五疋 口引有
- 一、夫四人

外に主取咄人

右者明三日其元折生田代詰御山奉行肥後平左エ門様朝正七ッ時御出立に付送人馬として申渡候間今晚此書付相届次第本触差通候手当に而今晩主取より召列無延引右々々差越山方役方江届申出福山迄相勤候様可被申渡此段訳而申渡候但明朝正七ッ時御出立之段訳而申来候間違有之間敷候

郡見廻

- 申 四月二日四刻
- 中之内村

庄屋衆

〔萩原勲文書〕

次の文書は、通山宿場に馬と人夫を出すようにという通達であるが、通山宿場は末吉町通山で、高岡筋街道の末吉内の宿場である。そこに宿場役人が勤め、荷駄の送り継ぎをする馬と人夫がここに出されたのである。こう

した通山宿場の馬と人夫を要求した通達である。

- 一、馬拾九疋口引有
- 一、夫八人

外

馬三疋

但

来ル十二日晚六ッ時より同十三日晚六ッ時迄

馬拾六疋

夫八人

但

来ル十三日晚六ッ時より同十五日晚六ッ時迄

一日ニ馬八疋夫四人ツム

外ニ主取一人

右者通山宿次所定立人馬として申渡候  
宿次所へ届出相勤候可度申渡候此段申渡候

郡見廻

申

四月九日

中之内村

庄屋衆中

末吉地頭所の郡見廻から中之内村庄屋衆中に出された

通達は、それを受けた中之内村庄屋では、方限へ通達を出す。

一 現夫三人

一 馬老疋 口引有

右者通山定立人馬として被仰渡候ニ付申渡候間無間違罷出郡見廻衆届申出相勤の様ニ大形有之間數候以上

鍋組

庄屋元

次に深川村蓑田井手の工事に入具を出すようにとの通達が、庄屋元から鍋手に出ているがある。深川村という、現在末吉町大字深川のことである。岩川の百姓に、末吉の井手普請に出るように通達している。これも末吉の地頭所からの命令を、中之内村の庄屋が受けて、鍋方限へ命じたものである。

一、唐竹 七八寸武本

一、真竹 壹束

一、長木 壹丈貳尺

三尺廻り

右者深川村蓑田井手ふしん入具トシテ被仰渡候ニ付申渡

候間明廿日切届相納候様ニ被申渡候以上

鍋与

小触中

庄屋元

こうして地頭所の命で人馬、物資が要求されたのであるが、中にもしろいのは「活鶉三羽」の提出を求められた文書がある。そのころは鶉が喜ばれていた。

活鶉三羽

右者鹿兒島より頼来(候間)来ル朔日限取得当座へ差出候様可被申渡候此旨申渡候以上

郡見廻

末吉の地頭所と岩川との関係ではなお次のような文書もある。

郡見廻から中之内村、五拾町村の庄屋衆中へ緊急呼出しをしたもの

各江急成御用之儀有之候に付此書付相届次第一刻も早々当座へ可被罷出此段申達候以上

郡見廻

申

四月七日

未下刻

中之内村

五拾町村

庄屋衆中

郡見廻から中之内村庄屋衆中へ御仮屋へ出頭を命じた  
通達がある。少々の病氣は押し出頭するようにという  
厳しいもので、服装を整えて来るようにと言っている。

明十五日朝正六ッ時御仮屋に御越御成土師吉兵衛殿より  
被仰渡候儀ニ而只今被仰渡候に付御方并名主老人今晚より  
此方へ被罷出届可被申渡候尤御方へ袴用意ニ而被罷出候  
様被致承知候此段申渡候以上

但少々病氣ニ而も押而可被罷出

申

郡 見 廻

四月十四日 □刻

中之内村

庄屋衆中

こうして岩川の中の内村、五拾町村は各庄屋を通じ

て、末吉の地頭所からいろいろ通達が出て支配されてい  
たのである。

しかし岩川は伊勢家の私領であった。岩川の家来筋は  
末吉の郷士とどういふ関係にあったか、末吉郷士は島津  
藩直轄の士としての衿持があり、岩川は私領の家来、島  
津氏からすれば「また家来」の位置にあった。

「伊訪翁御仮屋仰渡留帳」の中に

御奉公付差入之衆又へ末吉役々随分慇懃ニ可致候勿論無  
役之郷士江も無礼無辞宜無之様身分相応之会积可致候事

とある。

これは伊勢家から岩川の家来への訓告であるが、「末  
吉の役人へは随分慇懃にし、役目を持たない普通の郷士  
へも無礼がないように、身分相応の会积をせよ」とい  
う。こうして伊勢家から、末吉郷士に対する態度を教え  
ている。

大津十七は戊辰の時、私領五番隊を率いて越後庄内に  
戦い、岩川郷の建設を成し遂げた人である。この十七が  
末吉で、常備隊の剣術の試合をした時「ふだんは末吉郷  
士には頭があがらないが、今日はこの勝負に勝った方が

上座に座るのだぞ」と、きめて勝負をした。そして十七が勝ったので、その日は上座に座わった。という話を鮫島利雄氏から聞いた。

末吉で集会がある時は、岩川の家来はいつでも末座に座っていた。末吉の郷土は、岩川の家来とは嫁のやりとりも好まなかった。岩川は「また家来」として一目見下ろしていたのだ。「岩川郷土史」を書いた大津廿氏の文章の中に、「多年屈辱を受けていたが、岩川郷独立で重荷をおろし、欣喜雀躍した」と、岩川郷創設の時を語っているが、この辺の事情をよく物語っている。

### 花白の虚空蔵菩薩

花白公民館に虚空蔵菩薩碑が立っている。判読も難しいが、川崎兼孝氏（大隅北中教諭）の調査に二・三の判読を加えた。七代伊勢貞矩の命により川辺から移住し、開拓にあたった農民の功がしのばれる。

隅州曾於郡岩川府西南之□有郷田花白此郷也本是広莫無人之境而所謂沃□者也天明六年丙午春貞矩公因命移我乗地□川辺郡内川辺村之農民四戸居之以勤農業而地広人女不足以□之因之移二戸以助之初徙者仙之丞 三右衛門 後徙者 孝左衛門 浅右衛門 合六戸也渠等移此地也衆皆一心同力□之奮之鋤振□芟相尋不惜者三



花白虚空像碑

年于茲矣遂転広莫無人之境為比屋連甍鷄鳴狗吠之一小邑聚矣嗟呼此數民者之業可謂勤矣然則此郷徙合而後業與人富一皆此數民者之力哉此數民者之力哉□茲又衆皆竭□敬建仏尊者一石像以祈永年福利因請予書其由起予固嘉其勤業又聞其善志大得辭誌其概略云爾

惟時寛政十歲次戊午二月吉祥日

大津与将誌

(註) 奮□新しく開墾した田

芟□刈ること

要約すると、

岩川の西南、花白はこの郷であり、広大無人の境である。天明六年（一七八六）貞矩公の命により川辺村の農民四戸を移し農業をさせた。しかし広くて人も女も（労働力



と家事力か)不足したので更に二戸移住させた。先の移住者は仙之丞、弥右衛門、三右衛門、二左衛門、後住者は孝左衛門、浅右衛門の六戸である。彼らは力を合わせ働くこと三年、遂に家連なり鶏鳴き犬吠える村となったのは、この数人の努力があったからこそである。すなわち移住後、農興り皆が裕福になったのは実にこの数民の力である。この数民の力である。ここにまた皆が渴望していた仏尊の碑を建て永年の福利を祈ることとなったことに伴い、私はその由来を書くよう請われたが、本当に良いことだと思ひ概要を記すこととした。

時 寛政十年(一七九八)二月吉日 大津与将誌

となるようであるが、与将は大津氏の祖と思われる。移住して十二年、六戸が始まった花白も後には十三、四戸にもなっていたというが、労ようやく報われ、安定した生活ができるようになった。しかし、もともと水に不便な台地での生活、古老の話によると(初版調査時)昔川辺から移住して来たが女が育たず、遂に川辺に帰っていったというが、このような生活に耐えかねて遂にまたこの地を去っている。

加塩金之助氏(明治十二年十一月十五日生)の話(初版調査時)によると昔の無縁墓が四坪くらい草に埋もれ

ていて、これは恐らく川辺から来た人たちの墓であろうということであった。花白墓地は今も改葬されているが、奥の方に江戸期の刻字不明の墓碑二基と手前に塋石の残欠が一基ある。

虚空藏菩薩の祭りは、昔は六月十三日であったというが、その後、菅牟田の神社の六月灯の日に、ここでも灯籠を子供たちが作って上げていた。しかしそれも途絶えて七月十三日に集落で田植えの早苗饗ほろの時、赤飯を上げたりしているという(加塩豪雄氏談)。

### 旧牧の開墾

文久三年、福山牧が廃止されたが、末吉牧も同時と思われる。末吉牧は島津内記家と伊勢家の私領の両方にかかっているが、牧廃止に伴う開拓の移住者の中には領主の命によった人たちもいた。

北地区笠迫の竹下は牧廃止の翌年、谷山から伊勢家の命によって移住し開拓に従事したが、この移住によって士族株が得られたという。

殿の命令で開拓者として移住した人々には、こんぶや乾物など物資が補給されるということになっていたそうであるが、地方にはほとんど届かなかったという。

(竹下キノ氏談)

伊勢 貞昌

伊勢兵部少輔貞昌について、「薩藩叢書第四篇」に出ているので、次に要旨を記す。

貞昌の墓は鹿児島南林寺御影堂の右脇卵塔中山涯井垣の内にある。大魂屋石である。

貞昌は初めは弥九郎と言った。もとは有川氏であるが、後になって伊勢与三郎貞興の後嗣となった。天正九年八月、貞昌十二歳の時初めて松齡公に従い水俣の役に従軍した。同十四年十二月、太守義弘が豊後の大友氏を攻めた時、貞昌は十七歳で従軍し、強敵を討ち取って、義弘からおほめに預り、翌十五年四月、秀吉が西征して来た時、義弘は日州清田の辺まで進めたが、敵が夜中に義弘の前路を遮ったので、貞昌は敵一人を斬った。その年間もなく秀吉と島津の和睦があり、義弘の供として上洛した。天正十八年七月、相州小田原攻めに従軍した十六騎の中の一人である。

文禄元年秀吉の朝鮮征伐が起り、義弘に従って朝鮮に渡った。義弘の子久保が朝鮮で病死したので、二年九月久保の遺体につき添って帰国した。その年慈眼公が京都に在り、貫明公は貞昌を上洛させて、御家督のことを通達された。そしてすぐまた朝鮮に御供した。軍功が最も多く、松

齡公は、その功を賞して、田禄を数多く与えようとしたが、貞昌は辞退して受けなかった。

慶長四年になり、都城の伊集院忠真が叛いて庄内の乱が起ったが、その時貞昌は山田、出水の衆を率いて従軍して功勞があった。同五年関ヶ原役から義弘が帰国したが、伊東氏の臣稲津掃部祐信が、その虚に乗じて封境綾の辺に侵攻して来たので、貞昌は往って義弘を迎え、又兵を指揮して、稲津を追伐した。十九年には大坂冬の陣が起り、秀頼から使が来て書簡で依頼があり、また脇刀を贈られたが、義弘はこれを受けず、貞昌に命じて返書を書かせた。

そしてこの往復の書簡を家康に見せたが、その返書の文を読んで感賞したという。寛永元年になっても天下はまだ穩かでないが、慈眼公は諸侯に先んじて御夫婦の参府を始められた時、貞昌夫妻もこれに従って行き、その後も江戸に居った。同七年四月大猷廟台徳廟桜田の邸に渡御あり、貞昌も嘗て伊勢因幡入道友枕に従い、故実をよく知っているので始終御成の事を掌った。同十二年義弘は、貞昌の禄が多くないのを思つて、加増して一万石にしよとしたが、今度も貞昌は受けなかった。貞昌は松齡公、慈眼公、寛陽公に歴代仕え、御右筆、御使役などを経て、家老職になり、山田、大口、谷山等の地頭を転領し、自分の主君に仕えるばかりでなく、屢々幕府に拜謁をし、諸太夫に任ぜられ、時々賜ものもあり、年々米五百石を給い、その上閣老や諸侯の來往をも辱うしていたが、寛永十八年四月

十三日江戸で死去した。貞昌はその時七十二であった。貞昌の病気が重くなつた時、酒井讃岐守、阿部豊後守、松平伊豆守、阿部対馬守、土井大炊頭、堀田加賀守等、各其家老一人を遣して看病をさせ、死去した後、幕府は阿部豊後守を上使として香典をおくり、二本榎広岳院に葬った。舜翁豪英大居士、南林寺の石塔は夫婦一緒で、只法号を記し、年月日はない。招魂墓であろう。舜の字譜に或は俊とも作る。

伊勢家は代々家老職についた。

伊勢雅楽助貞世入道任世は義弘公家老、伊勢兵部太輔貞昌は家久公家老、家久の祐筆。伊勢兵部少輔貞昭は光久公家老、伊勢兵部貞起は継豊公家老であった。

伊勢平左衛門貞成と伊勢貞昌の伊勢名乗りのことについて、『薩藩叢書』にあるので、次に記す。

一、伊勢平左衛門殿親は有川雅楽之助とて、本は有川氏にて無之有川と名乗り来り候処に慶長大乱の已後東照宮御旗本衆伊勢因幡殿、伊勢平左衛門殿へ参会の時因州被仰候は其方有川氏名乗被成候は如何なる訳にて候哉と御尋候平左衛門殿答えて被申候有川は伊勢の小名にて御座候。我が家筋は池大納言の頼盛公より已来段々相分れ系

来り申し候依之有川氏名乗申候由返答にて候。其時因州より被仰候はさ様に有之候哉右式の疎流有之由我か家も申伝候自分家の疎流無別条自今以後伊勢名字御免可申候伊勢の二男家可仕之由被仰候て其後伊勢名字にて被成候事。

一、伊勢兵部殿伊勢因州へ相付伊勢流有職方相伝被成、伊勢名字所望被成候処に因州より成程伊勢名字免許可仕候貴所へは山崎合戦に明智に属し伊勢の陣代相勉打死致候伊勢与三郎跡目断絶致し罷在候此跡目相統被成庶子の総領に可被成之由被仰候。依之兵部殿家筋は兄の平左衛門殿家筋よりは伊勢家に付ては格別重く有之候事。

### 伊勢平左衛門貞成

家久の妹と肥前唐津の寺沢志摩守の嫡子式部との間に婚約があつたのを、寺沢家が切支丹であるとの風聞があり、これを破談にするため、貞昌の兄伊勢平左エ門貞成は肥前唐津に行つて、使命を果たしたが家老高島新藏のために討たれた。その経緯を次に記す。△薩藩叢書第四篇による▽

なお、この物語の中には、岩川の瀬戸口彰氏の祖先も登場している。

中納言家久公の御妹と肥前唐津の寺沢志摩守の嫡子式

部との間に婚約があったが、その中、寺沢家は切利支丹であるというの風聞が伝って来た。そこで惟新公と家久公は心配して話し合いをしたが、切利支丹と聞きながら妹を遣るわけにもいかず、また大名が大名と約束したことを、不義理に当方から違変することも出来ず、いかがしようかと案じていた。

この話を伊勢平左衛門貞成が聞いて、「そのことであれば私に使者を命じて下さい、私の了見で解消して参ります」と言って、唐津へいく許しを得た。貞成は唐津へ行って、「惟新の娘を此方へ嫁がせるように世間では噂があるが、当方はその約束をした覚えはない、御家中の何其殿の仕組であろうか、嫁にはやれぬ」と申された。

この取組は寺沢家の家老高島新蔵がしたものである。寺沢志摩守に逢った。そこで破約のことはきまったが、家老の高島は平左衛門に向って、「お帰りの時は私の領地天草へお立寄り下さい、お茶でも差し上げましょう」と言った。貞成は恭くこれを受けることにした。その時志摩守は「天草へ立ち寄るのは無用だ、まっすぐ帰りなさい」と言った。しかし貞成はやはり天草に立ち寄ることにした。

家老高島の所では貞成を茶亭に招じ入れたが、矢庭に

高島は貞成に斬りつけて来た。貞成は茶亭の礼法で既に両刀を預けていたので、素手で詰かけ詰かけ追ったため、高島はだんだん奥へ走り込んでいった。しかし高島の家来大津善右衛門が出て来て、貞成を斬り伏せた。そこへかけつけた貞成の家来瀬戸口主税が大津喜右衛門を斬った。やがて高島は海際へ出て来て、貞成方の家来衆に向かつて、「拙者は平左衛門殿へ意趣があり、鬱憤を晴らした。相手に出たが拙者も手負いしたので」と言って、家来に介錯させて相果てた。

この時慶長十二年十一月八日、貞成は年三十九歳であった。

この一行には地頭所である蒲生衆中八人がお供した。総手廻り五十人であった。

その後、「貞成は天草の茶亭で逃げた」という風聞が誰言うもなく伝わったのを、惟新公が聞いて殊の外立腹された。そこで貞成はそのような者ではないと言って、貞成の死骸を帖佐の平松の城に召し、貞成の弟貞昌に棺の蓋を明けさせて御覧になった。貞成の疵は皆向疵であった。殊に両手の指の付け根はみんな切り割られていた。虚説というものは誰が上にもよくあることだ。大忠節の貞成さえもこのようなことから、世上には多いこ

とだろ。人の口にはふたは出来ぬので、惟新公も死骸を改めて見られたのである。平左衛門の死骸は伊集院妙円寺に納めた。

中園に居住し、その後末吉町前田に移住した瀬戸口彰氏方所蔵「瀬戸口家系図」の中に、この貞成の事件に係し、当時貞成に従って肥前唐津へ行った記録があるので次に記す。

実房 正太郎十郎市郎 主税

慶長十二丁未十一月八日 貞成公肥前唐津江御使者之節

寺沢(志摩守)家老高島新藏茶亭ニテ有事之砌高島家臣

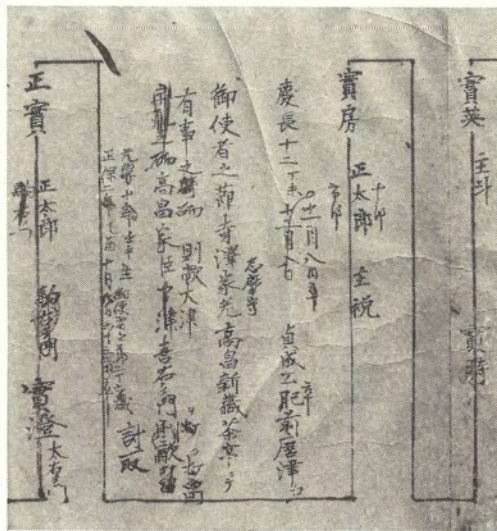
大津喜右エ門ヲ討取 元龜十年壬辛生 御使者之節二十

六歳 正保二年乙酉十月八日六十三歳卒

これによると瀬戸口実房主税は貞成に従って、肥前唐津から天草へ行った家来五十余人の中の一人で、天草のこの事変の時、貞成の首級をあげた大津喜右エ門を一刀のもとに斬った当人であることがわかる。瀬戸口主税は当時二十六歳の若者であった。

『県史』第一巻に関ヶ原役に島津義弘が敗走する項に次のように記している。

それより牧田を渡り伊勢街道を東走し、重田の内を手勢四、五十人を以て悠々と大垣城に向はんとした。然るに南宮山下に於て、大垣城の既に炎上せるを望見し、遂に断念して伊勢に至らんとし、途に栗原山に陣して師期を失せる長曾我部盛親、長束正家の陣中に伊勢貞成を遣して、後退の止むなきを述べしめ、後日の証とした。



瀬戸口系図 (瀬戸口彰氏蔵)

伊勢貞昌は使役を以て右筆を勤めたことがある。右筆

は幕府、諸侯向の書状、高札、下馬乗札等を調える。  
『県史』に

「享保十七年八月十九日夜にも、下町石灯炉より出火して、火手のは五、六方に分れ、町屋敷五百二十所及び伊勢兵部下屋敷一所を焼亡した」

寛永八、九年のころは、薩摩藩の負債は非常に多額にのぼり、門七千貫、あるいは二万貫にも達したという。

寛永九年四月、家久参府の時、先に薨去した前將軍秀忠の遺産として、銀一万枚を給せられた時の喜びを、島津久元、伊勢貞昌は、国許の家老喜入忠政、川上久国に宛て「誠に外聞宜しく、其の上、藩債償却するを得、国の潤いとなり、かかる目出度き時代は前代にも後代にもなからんとすの沙汰である」と記している。江戸城普請に銀百貫の出費、琉球へ渡す銀百貫の借り方、藩債を返すために刀の金具を進上しようとする者、銀子貸上げを申し出る者もあった。また諸士の夫婦在府を停めて、江戸賦方銀子の節減を計ったという。

これら江戸在府家老として、伊勢貞昌の立場、苦勞は並大抵ではなかったと思われる。諸士の夫婦在府の停止

については、町田久門、伊勢貞昌は除外されている。貞昌はずっと在府家老としていたので、特に許されたのであろう。

宋学は桂庵によって鹿兒島に伝えられたが、それを継いだ文之の門下には、大身、重職の人が多く、川上久国、三原重庸、穎娃久政、敷根立頼、新納久詮、島津久通とともに、伊勢貞昌も門下であった。

### 伊勢家禄高

伊勢文書（宮崎博物館蔵）

松平薩摩守弟并家老共

高 貳万五千斛

二男 男子老人有之  
島津又八郎

高 三万斛

三男 子老人有之  
北郷式部大輔

高 壹万六千斛

四番目  
島津玄番頭

右三人者

薩摩守の弟

高 壹万三千斛

家老  
島津弾正

高 壹万五千斛

同  
島津下野守

高 八千斛

同 男子一人 女子一人有之  
川上将監

高 五千斛

同 男子三人 女子有之  
山田民部少輔

高 五千斛 同 男子三人女子有之

高 六千斛 同 三原左兵衛佐

高 老万斛 同 鎌田出雲守

右七人者國中ニ誌沙汰承候

已上

高 老万斛 種子島左近太輔

寛永十五年一月五日

右の文書には伊勢兵部少輔一万石とあるが、実際はいつも辞退していたようである。

「薩陽武鑑」によると、高六千三十九石二斗余（欄外には六千二十六石四斗三合六勺五才）とある。これが大体伊勢家の高であろう。

なお、同書によると、

持切隅州曾於郡末吉之内岩川村一所持格

役人、山口七郎左衛門、役人格、小田藤太左衛門、役人見習、最勝寺税頭、物奉行、大津次兵衛、与頭

家老については、『県史』に次のように記してある。

家老は初め老中とも云ったが、吉貴代にその称を廃し

た。古く、家老は一門、一所持等の大身ではなく、家中の謂はゆる功者衆より任じたが、後年、多く大身より任じた。家老の役所は、初め評定所と云ひ、宝永二年二月、家老座と改めた。家老は執政総理の役で、員数々人として増減あり、或は七家老ともいひ、夫々掛を分担した。義弘隠居当時、義弘方の家老もあったが、之は其の蔵入を管するのみで、通常の家老とは別であろう。後年、掛の名目は各種に互り、また夫々変遷がある。享保十二年十一月の達によれば、綱貴代には支配分れず、凡べて表方支配の処、吉貴代に側方、勝手方、兵具所方、廐方、書院方を置くといふ。併し勝手方は、後に記す如く、もと御物座として万治、寛文以前に存し、兵具所方も、家老島津久茂が寛文七年まで兵具掛を勤め、之が兵具掛の初見であるともいひ、系図、文書の事は古來家老中一人づゝの受持といひ、記録方の掛を存した。此の如く、掛の分担は古く行はれたが、漸次に掛の名目が加はり、分課―複雑になつたのである。安永八年四月以後に於いては、奥掛、異国方係、宗門改掛、勝手方掛、福昌寺掛、南泉院掛、浄光明寺掛、公義流人方、一門家掛（今和泉家掛等四家夫々に置く）、記録方掛と見えている。而して、主要の分課は表方、奥掛、勝手方掛で其の他の掛は此等夫々の兼務或は管下に属すると思はれる。表方は、家老所管中奥方掛、勝手方掛等を分けた結果、爾余の一般事務を此等と區別して称するものと見られ、表方家老座を置く。就中、幕府・他家に対する交渉、

幕府へ宗門改の届出、諸士の元服・家督・養子・縁組・隠居・知行給与・役職任免、口事訴訟・科人遺流或は社寺宮繕・祈念・法事等に与った。また掛の家老一人は異国方掛・宗門改掛を引受けた。之はもと異国方・宗門方で、寛永十二年十一月朔日以後の諸国切支丹改に家老島津久慶が掛となったのに始まるといひ、安永八年四月、異国方掛宗門改掛としたもので、天明三年二月、異国方掛を異国船掛と改めた。江戸留守居について、『県史』では次のように述べている。

江戸留守居は、寛永十六年、新納久詮が任ぜられたのが始めて、同廿年、同人は家老に任じたが、引続き在府し、幕府より留守居の用ある時は出頭し、其の後慶安中には、相良頼堯、三雲定直が別に在任した。或は、寛文以来此の役名が見え、伊勢十兵衛に始まるともいふ。大概記によれば、定員四人で、一人づゝ十ヶ月程鹿兒島に居り、其の外は在府し、藩主の登城等に随ひ、また江戸に於ける情報を蒐めて動向の事を上申し、藩主在國中上府の使者を案内し、老中、其の他役人・諸侯への交渉等に当る役で、留守居一人に筆者兩人を附した。

諸侯の妻子を江戸在府させることについては、伊勢貞昌が進言したと言われる。『県史』には次のように述べたのである。

家久は諸侯に範を示して、妻子の江戸在府を実行した。之は伊勢貞昌が老中土井利勝と諸侯の服従保証策につき対談し、諸侯妻子の在府制を進言し、協議して島津氏より率先して実行する事としたのである。即ち、寛永元年十一月、家久は夫人及び光久等三子を伴って鹿兒島を発し、翌年四月、江戸に着いた。是より先き藤堂氏、浅野氏の如きは、慶長十年以降、之を実行して来たのであるが、家久の此の挙に及び、全諸侯が之に倣った。幕府は、此の度の家久の参府に東海道の伝馬を給し、其の挙を嘉賞した。猶ほ、従前の質子制と共に諸侯の幕府に対する服従の保証となつた。

### 伊勢家系譜

桓武天皇—葛原親王—高見王—高望王—国香—貞盛—維衡—正度—秀衡—盛光—盛行—盛長—頼宗—頼俊—俊経—盛繼—頼繼—貞繼—貞信—貞行—貞経—貞国—貞親—貞宗—貞陸—貞忠—貞孝—貞良—貞興  
(貞昌伊勢貞興の名跡を継ぐ)

- 1 貞昌—貞豊—貞昭—貞頭—貞栄—貞起—貞矩—貞皎—貞長—貞章—健彦—健十郎—道彦
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9
- 10
- 11
- 12
- 13

右の中、貞矩の子に貞喜があるが、早世して「不為家



「督」とある。貞章は島津主殿の二男で養子。健彦は幼少のころは隼之助。

伊勢家の家紋

宝暦四戌九月十五日、重年公から伊勢兵部貞起へ御紋許願の御書附一通左のとおりである。

伊勢兵部江

拝領

幕の御紋

向蝶大サ三尺三寸五分

右鯨さしに而

幕串 長八尺九寸三分

唯今 四本 致所持

京都花開院所蔵伊勢三郎貞興之幕之紋

如右 元文三年戊午十月令

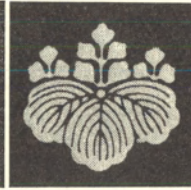
写之 花開院住戒□送之

伊勢兵庫貞丈

享保二十一年丙辰

二月廿七日記入貞起

三五之桐紋所



伊勢家の紋



幕 紋(向かい蝶)

伊勢家の軍旗

飛佐の有村家に「一〇私領四番隊戊辰戦役記」があり、その中に伊勢家の軍旗のことがあるので、次に記す。伊勢家の家紋は別項で述べるが、軍旗としては一〇を使つたと思われる。

岩川公民学校の校旗制定の時発行した印刷物の中に次のように記してあるので、次に掲げる。

島津公の客分なりし伊勢家の祖先が、豊臣氏時代朝鮮征伐の際に、島津公の重臣として出征し、鷄林の野に武勇を發揮したる際も、関ヶ原合戦の際西軍に属せし藩主島津義弘公の股肱として奮戦せられたる伊勢兵部少輔貞昌公の伊吹嵐に翻されたる軍旗、近く明治戊辰の際、岩川隊の旗手が日夕之を陣頭に翻して北越の地に士気を振作鼓舞し、忠勇を發揚せし軍旗の記号も等しく一〇なりしなり。

其由来を考ふるに、藩主島津家の軍旗の記号は二⊕なりしを以て、これより一〇を以て伊勢家の祖先に於て軍旗の記号として制定せられ、累代これを使用されたるもの如し。

## 伊勢文書

伊勢家の古文書には非常に貴重なものが多いが、現在宮崎博物館に二百点近くある。この古文書がいつごろ、どのような手を経て、宮崎博物館に収まったか、筆者の調査したことを次に記す。(筆者＝高木秀吉氏)

伊勢文書二百点ほどは伊勢健十郎から都城の松元馬場の医師鶴田圭朔の手に渡った。その時期は鶴田家でもわかっていない。しかし圭朔は昭和十年に亡くなっているので、昭和十年からずっと以前であることはわかる。

圭朔は有名な蒐集家で、横山大観、山内多聞の絵その他いろいろな品を沢山所蔵していた。圭朔がどうして伊勢文書を求めたかはわからないが、おそらく誰かが仲にたって買い入れたものであろう。

鶴田家では一人息子の輝夫が軍医としてフィリピンで終戦直前の昭和二十年八月七日戦死、輝夫に二男あり、長男は医師になった所で急死、次男が東京で会社に勤めて居り、医家を継ぐ者はいない。現在都城に輝夫の妻栄さんが居住、伊勢文書の数奇な行方を話してくれた。

圭朔は伊勢文書を非常に大切にされていて、年に一度虫干しをしていたが、その時だけ家人にも見せてくれた。

勿論ふだんは誰にも見せなかった。圭朔が昭和十年五月十日七〇歳位で亡くなってから、圭朔の妻(輝夫の母)は娘一人を連れて東京に行った。当時輝夫は東京四谷で医院を開業していた。母は伊勢文書も大事に持って来た。伊勢文書は大きなトランクにいっぱい入れてあった。この大事な伊勢文書をどうしたら安全に保管出来るか、輝夫たちは案じた。そして輝夫の家では火災が心配なので、須田博士の家の土蔵に入れてもらうことにして、そこへ運んだ。須田博士は都城で有名なあの須田博士で、博士の家では二代養子がつづいて、その時は博士の孫の代であった。須田家と鶴田家とは親類で、須田家は同じ四谷にあった。戦争が烈しくなると行った昭和十九年八月、輝夫が二度目の応召で出征したので、家族は九月に疎開で都城に帰って来た。東京を発つ時、家財を運ぶために長いこと時間はかかったが貨車を手に入れることが出来た。それは医療器具を運ぶということで貨車が廻されたのであった。しかし伊勢文書は大事に家族がかかえて汽車で帰った。

二十年三月頃になると都城も空襲が烈しくなり、たびたび爆弾が投下された。そこで鶴田の家では伊勢文書や塗物など家宝の大事なものを三股と安久に疎開させた。

その後鶴田家は八月六日の空襲でとうとう全焼してしまつた。伊勢文書は三股と安久のどちらかの疎開荷物の中に入っていたので、幸いに残つたのであつた。

こうして伊勢文書は無事残ることが出来て、終戦後鶴田家に返つた。その後昭和二十七年五月ごろになり、伊勢文書は宮崎博物館入りをしたのであるが、その経緯について、嘗て福山中学校長であり、宮崎博物館長であつた日高重孝（宮崎市福島町居住）は話してくれた。日高は鶴田家に伊勢文書のあることを知り、これを日向興業銀行の頭取であつた門川某に話したところ、快くお金を出してくれることになつた。この厚意で伊勢文書は日高の手に入り、門川から処分をまかせられたので、日高はこれを宮崎博物館に寄贈することにしたのであつた。

宮崎博物館に納まつた伊勢文書について、都城鶴田家に同文書がまだあつたところ、宮崎県文化財保護調査委員日高重孝、安田尚義兩人が、都城の郷土史家前田厚の案内で、この古文書を調査した新聞記事があり、伊勢文書の内容を知るのに都合がいいので、次に引用する（伊勢虎夫氏蔵、昭和二六年一月一日付「夕刊鹿兒島」）。

同家の伊勢氏古文書は当主昭一郎氏の祖父、医師であつ

た故鶴田圭朔氏が、零落の伊勢家から買い取つたものと伝えられ、国家的にも貴重な文献であるところから、昭和八年ごろ当時の東大史料編さん所がこれを借受け、複写のうえ伊勢文書の目録まで作成した由緒づきのもので、当代得がたい逸品珍品ぞろい。好事家のスイゼンのマトとなっているもの。

図文書は主として伊勢貞昌にあてた公卿や武将、大名達の書簡類で、二百点上るぼう大なものである。皇室関係では円満院宮様の親書があり、公卿では秀吉の逆鱗にふれて鹿兒島県の坊ノ津に流謫のウキ目をみた近衛信尹（信輔ともいう近衛元首相の先祖）などがあり、武家、大名衆では加藤清正、福島正則、本田忠勝、伊達正宗、酒井雅楽頭、織田信長、島津義弘、同義久、同光久、細川幽斎、同忠興、伊井直正、坂崎内膳正（千姫との出羽守）佐竹右京大夫、島津家久その他で、家光の乳母春日局の優麗な筆蹟もある。

これらの書簡の内容は儀礼的なものが多く、時候見舞や贈物に対する礼状などで、国家的歴史的に意義をもつたものは少い。中でも伊達正宗のものは、伊勢貞昌が琉球のアワモリ（書簡には淡盛となっている）を贈つたのに対して、正宗が非常に喜び、その返礼として薄塩のタラ五本と塩びきのサケを小籠に入れて送るから、笑納していただきたいと云うのがあるが、伊達独眼龍政宗は奥州仙台の大守、タラやサケの名物で返礼したところが面白

い。また細川幽齋には貞昌からラッキョウを贈っており、その子忠興の書簡の花押はローマ字で署名しており、切支丹で有名なガラシャ夫人の旦那様だけになるほどとうなずける。さらに島津家久のサインもローマ字となっており、これら書簡の筆跡は親筆があり、家臣の代筆と思われるものも相当にあるが、署名だけは確実に本人が書き、印判、あるいは花押を使っている。右について日高氏は語る。「伊勢文書は国宝としての価値は十分にあり、われわれとしては日本的に非常に大事な文献史料であるから、県当局にも話して特別保存の方法を講じたいものである。文部省に対しても重要美術品としての保護指定方を申請することになるかも知れない、これだけの貴重な資料が立派に保存されてきたということでも一つの驚異である」

なお伊勢貞昌は日向の僧文之和尚に従学、武将として、家老として藩政に尽し、文武兼備の名臣で、秀吉が薩藩討伐後、秀吉から伊予宇和島十五万石をもって招かれたけれども、島津家との君臣の義を重んじて、これを固辞して受け入れなかったという話は有名である。また薩藩の与の制は寛永十七年、時の家老貞昌の献言にもとづいて始められたものといわれる。

この調査は、前記のように昭和二十六年十二月である

から、伊勢文書はこの後間もなく宮崎博物館に納められることになるわけで、そのことは別項にくわしく書いた。

伊勢文書は二百通に近い多数にのぼるがその大体を次に記しておく（宮崎博物館所蔵の「伊勢文書写本」の目次による）。

- |                         |     |
|-------------------------|-----|
| 一、諸大名御書（島津家の分）          | 二二通 |
| 二、諸大名衆御状                | 三九通 |
| 三、細川三斎書状及春日局書状          | 一九通 |
| 四、各書状外歌十首詩一首            | 一六通 |
| 五、近江様<br>円満院宮様 御書       | 九通  |
| 六、家久公御文                 | 一四通 |
| 七、貞昌自筆御状                | 七通  |
| 八、御当家運誉参上申事             | 一通  |
| 九、貞栄代 京都書状              | 三一通 |
| 一〇、大内義隆外一書状<br>領中方目録    | 三通  |
| 一一、各書状                  | 七通  |
| 一二、各書状（御定書、覚、手形案文、御厚恩記） | 一一通 |
| 一三、各書状松平隠岐守外二           | 三通  |
| 一四、道春詩                  | 二通  |

近 右の目録の中の「一五、平姓伊勢氏景図」という分  
編 3 が、筆者のさがしている「伊勢家本系図」ではないかと  
期待して、宮崎博物館、鹿児島大学を調査したが、現在  
の所、これこそ本系図というものに接していない。

伊勢家古文書は宮崎博物館に二百通近くあるが、岩川  
伊勢家にまだ文書箱に三個ぎっしりと古文書が残されて  
いた。後者は昭和四十年五月、鹿児島大学の要望で、系  
図等数点を伊勢家に残して、同図書館所蔵となった。  
伊勢家にあった古文書の中、主なものは次のようなも  
のであった。

伊勢家略系図、系図副書、伊勢家系図（貞昌以前）、御遣  
言（寛永）、松平大隅守及松平薩摩守召列人数（寛永）土屋  
相模守外より松平薩摩守宛書状、伊訪翁飯屋、伊勢健十郎  
授爵願、等。

### 山口長至方古文書

中之園の山口長至方には、大きな箱二個に古文書が保  
管してある。主な古文書の目録を記しておく。伊勢家に

関係した古文書が多い。

伊勢貞矩、貞喜、貞起文書、伊勢兵部少輔「掟」（安永  
十一年）、山口助次の与頭任命書、山口長員「山口家由緒」  
（明和三年）、「巖松院手紙」伊勢兵部（寛保三年）、知行高  
名寄帳（明和、宝曆、延享、享保、寛保）と高禿渡書山口  
長員「万留帖」（宝曆、享保）、「山御奉行衆末吉五拾町村  
鹿倉御見分」、安永三年山口清兵衛、五拾町中之内村山野見  
懸日帳書抜」伊勢当主へ随行山口清兵衛（安永三年）、その  
他

山口家は伊勢家の重臣で、伊勢家が鹿児島西千石にあ  
ったころは、伊勢家の屋敷に居住して伊勢家に仕えてい  
たが、明治初頭、岩川郷建設の際、岩川に移住して来  
た。明治二十四年伊勢健彦が旧臣をたよって岩川に移住  
して来た時も、最初身を寄せたのは山口方屋敷であっ  
た。

### 授爵願

授爵願いの起こったのは、大正十三年今上天皇（当時  
皇太子）の御成婚の時で、この機会に伊勢家を華族に列  
せしめようと、旧臣達の間で話が進んだ。当時、伊勢家

は財産はなく、鹿児島市の篠原武次郎に伊勢家の宝物は移って居り、沢山の借用であったが、伊勢家が授爵する為には借用は困るので、山口清は篠原にかけ合せて借金を投げ出してくれと交渉した。そこで篠原は借金を全部投げ出してくれた。授爵願については代議士黒岡某が非常に尽力してくれた(伊勢マルさんの談)。

伊勢家の授爵願は、大津十七の剣術の弟子であった長崎省吾という人が宮内省に居て、話が進められ、ほとんど許可されることになっていた。しかし世襲財産二百万の問題もあり、当時の状況として将来華族としての対面が保てるかということなどあって、このことは実現出来なかった(大津十七の息、廿夫人タメさんの話)。

### 伊勢家岩川転住

伊勢健彦一家が岩川に移って来たのは、明治廿四年であつた。

伊勢家は維新以後ずっと鹿児島にあつたが、時世の移り変りに応じて、新しい生活をきり開くことが出来ず、漸次衰微していったらしい。岩川の旧臣の間では、この様を見て心配し、山口長裕(長至の父)などは、まだ鹿児島にも岩川にも財産が残っているから、今の内に岩川

に移られてはどうかと進言したが、伊勢家では岩川に行こうとはしなかつた。そのうち家運はすっかり傾いて、鹿児島島の財産も、岩川の財産もすっかり売り尽くすことになり、はじめて、岩川の旧臣を頼るより外ないということになり、明治二十四年、健彦は一家をあげて岩川へ移って来たのであつた。

岩川ではまず中ノ園の山口長裕方の屋敷の東の方にあつた家に住むことになった。一家は健彦、夫人アキ、長男健十郎であつた。長女のマサは既に鹿児島上之園町の国分直太郎と結婚していた。この人はその後上海、朝鮮に渡り、後鹿児島に帰り、病身となり、昭和十一年長男健十郎と同じ年に死亡した(伊勢マル氏談)。

明治二十八年には健十郎の妹フミが生まれた。

伊勢家は山口長裕方の家に十年ばかり居住して来たが、やがて現在の伊勢家のある位置に移ることになった。そのころ、現在の所に部落の舎があつたが、それを宅地とも山口長裕等が買い受け、舎の家を一部改造して今のような住居にして、伊勢家に贈った。これから伊勢家はこの家に移り住み現在に及んでいる(山口ヤスさん 明治十三年生談)。

伊勢健彦は(安政二年六月十一日生)、二女フミの生れ

る少し前明治廿八年に亡くなった。年四十一歳であった。維新の多事多端な時に伊勢家の当主として辛労多かつたのであるが、不幸にして家運傾き、旧領岩川へ移り来て数年、なれない土地で失意の生活を送った心情が察せられる。四十一歳の働き盛りであった。

この年三月二十六日に二女フミが生まれた。四月二日に健十郎は（明治十六年十月二十日生）伊勢家を相続した。健十郎は当時十三歳であったので、後見人が必要となり、大津十七がその任に当たった。そして明治三十一年七月十六日後見人の任務を終了した。

伊勢家の先祖代々の墓は、鹿児島市南林寺墓地にあったが、これをまとめ整理して岩川に移すことになり、明治四十年七月十日中ノ園の墓地に改葬を終った。豪壮な墓石には「伊勢家祖先代々の墓」とし、伊勢家の五三の桐の紋が刻んである。この改葬を記念してメダルがつくられ、それに記念と大きく文字を中央にし、周りにぐるっと明治四十年七月十日改葬と刻した十円銅貨大のものがある。金属の質は銀と思われるが、これは健十郎が使用していたのを、今はマルが財布のひもにつないでいる。

健十郎の妹フミは鹿児島女子興業学校を卒業して、岩

川の菅牟田小学校の教師をしていた。明治四十五年ごろ高城の富豪後藤家から嫁にという話が出て、大津十七がフミにその意を伝えた。フミは「おぢさんの言われることなら何でもします」と承諾して、後藤家へ嫁いで行った。フミは十九（数え年）であった。嫁入先は北諸郡高城村後藤五兵衛の三男宗助であった（フミの項、大津タメさん談）。

大正三年は桜島噴火の年であるが、この年五月十六日健十郎は妻シカを迎えた。シカは（明治十九年十二月二十一日生）志布志町田中国輔長女田中伝、田中秀国の姉であった。大正四年四月八日長男常雄が生まれたが、翌年六月十五日には死亡、その年五月一日に二男忠夫が生まれ、続いて六年四月十四日には長女タツエが生まれた。大正八年四月七日には三男貞頭が生まれた。

こうしてシカは三男一女の母であったが、家庭の事情があつて、大正九年九月協議離婚となつて実家へ帰った。これより前に健十郎の母アキは、鹿児島に出てこの年九月十二日伊敷村上伊敷で死亡している。伊勢家としてもこのころ多難であつたようだ。

翌大正十年八月、健十郎は川崎祐高の四女マル（明治二十八年四月廿五日生）と結婚した。その年二女フサエ

が生まれたが、昭和三年に死亡した。大正十三年二月二日、四男健二が生まれたが三週間ばかりで死亡、翌年十年、五男貞良が生まれ、昭和三年、六男道彦、昭和六年、三女洋子が生まれた。昭和十一年八月二日健十郎が死去した。年五十四歳であった。右の中、二男忠夫は昭和十一年家督を相続したが、昭和廿一年一月七日北ボルネオで病死した。生存者としては男子は六男道彦が目下大阪にあり、伊勢組という土建業を営んでいる。

高城の後藤家に嫁したフミは昭和廿六年、五十八歳で亡くなった(昭四三現在)。

#### 其他の伊勢家

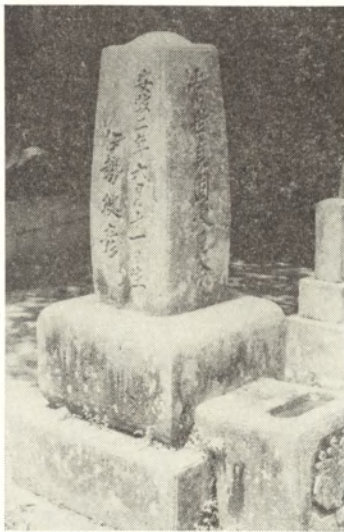
鹿兒島実業高等学校長の伊勢虎夫は伊勢家とどういふ関係にあるか、調べて見たが、やはり伊勢貞昌系統の家で、虎夫の祖父は伊勢健彦の弟にあたる。健彦の父貞正(貞章であろう)は一女二男があり、長女はタカ、男子は健彦と寛の二人であった。しかし寛には子なく、島津久芳の四男徳之助を養嗣子とした。明治八年四月七日伊勢寛の名跡を相続した。島津久芳は豊州家十六代の当主であった。徳之助は絵の先生で、一中から当時日高重孝が校長であった福山中学校で図画の教師をした。昭和二

年七月二十六日五十五歳で死亡した。徳之助に三男五女があり、長男は海軍大佐で終戦前戦死、二男秀は陸軍少尉で昭和十九年六月徳之島沖で富山丸沈没で戦死した。三男虎夫は桜島噴火の年大正三年七月十四日出生、現在鹿兒島実業高校の校長である。

「薩陽武鑑」によると、「伊勢兵部二男家」というのがある。伊勢貞昭の二男家である。

この家の系図は、平貞見―新五郎―庄次郎―平八郎―平四郎(各人貞字つく)高百三拾石四斗六升とある。

この伊勢兵部二男家らしい伊勢苗字の人を調査したが、つきとめるまでに至らなかった(昭四三現在)。



伊勢健彦の墓



### 第三節 川 上 家

#### 豎馬場の川上家

川上家については、須田文書の中に川上家からの通達など、種々古文書があるので、それによると、「恒吉、岩川、志布志、松山居住御家来中」と宛てた文書がある。川上家の家来筋は主としてこれらの地域に散在していたと思われる。この外「末吉町<sup>まきち</sup>居住野呂庄八」という文書もあるので、末吉の町の商人にもいたことになる。

川上家については、分家が非常に多く、いづれの川上家が岩川辺りに属していた川上家か調査に苦心したのであるが、古文書に「川上東馬役人」とか「豎馬場川上家役所」とかあるので、岩川の川上家は豎馬場にあった川上家ということがわかる。

岩川にもと岩川高校に奉職し、現在泉木工を経営して居る川上久雄は鹿児島の武之橋にあった川上家で、その屋敷に授産場があった。この川上家には冊子になった十八冊の系図があったそうであるが、大正八年七月二日県立図書館に寄贈し、現在川上久雄の所蔵する系図は長さ

二〇mに及ぶもので、県立図書館に寄贈したもののから巻物に写本したものである。この系図の冒頭に、「島津家五代貞久ノ男、頼久、宗家川上家ノ始祖ト為リ、宗家五代ノ家督上野介兼久ノ三男忠塞我が川上家ヲ樹ツ」とあり、本家川上からの分家であることがわかる。この川上家が武の橋の川上家である。現当主久雄は十六代の子孫である。

次に現在谷山市山田町に居住する川上矢吉について調査したが、この川上家は樋之口に屋敷のあった川上家である。元祖は川上四郎兵衛忠<sup>タケ</sup>兄<sup>ニ</sup>で、二男家である。樋之口町に屋敷をもらって居住したので、それから樋之口町や新屋敷町が出来たという。先祖は関ヶ原の戦で敵の井伊直政（井伊大老の先祖）を討ちとって軍功をたてた。現当主矢吉は十七代に当たる。矢吉は谷山山田にあった赤松主水の屋敷を買って受けてあったので、そこへ移り住んだのであった。矢吉の父川上四郎兵衛は新陰流の師範家であった。

豎馬場の川上家は勝目清氏も「本家であると聞いていゝ」という話であったし、他の資料から考えても本家であることが推察される。

豎馬場の川上家は、豎馬場の角の所にあり、勝目清氏

の話によると西南の役では南洲翁の首実験がこの屋敷で行われたという。後知事官舎が置かれた。

勝目氏所蔵の鹿兒島の絵図「薩藩沿革地図」によると、堅馬場の一角に川上東馬屋敷がある。川上家の系図によると、二十一代に東馬筑後があり、二十二代に東馬久璋がある。しかし、岩川の古文書には川上東馬、筑後守とあるので、これによって、二十一代川上東馬筑後であることが判り、岩川の関係川上家はこの本家堅馬場の川上家であることがわかる。

### 昌 久

十代昌久は吉野村川上城主で、島津氏十四代の太守勝久の国老を勤めた。勝久は外戚の方で野心を抱いていた島津実久におどらされて、末広伯耆守のような佞臣を重用して政治をあやまったので、昌久は六十人の老臣と上書して強諫したが、勝久が聞き入れなかったので、昌久は天文三年十一月二十五日末広を谷山の皇徳寺に追いつめて殺害した。勝久はこれを怒り、昌久に翌年四月初大興寺で死を賜い自殺させた。この時高木左近等五人が昌久に殉じて自殺したが、昌久と殉死者五人を鳥越に葬り、そこに三株の杉樹を植えて墓標にした。この墓の位

置は現在吉野の磯と鹿兒島の清水町の間にある鳥越トンネルの上にある。同所に十六代の子孫久東が正徳二年冬に建てた碑がある。碑銘にはこれらの事情が刻んである。

十代昌久について「系図」には次のように記してある。

「太守勝久公不道也昌久強諫之公不可有幸臣末広伯耆守者巧言令色而惑公於此諫臣十余輩昌久為棟梁奮義而天文三年甲午十月二十五日殺末広以下之佞臣於谷山皇徳寺公怒而翌三年四月三日召昌久昌久即時發川上城到麿府入大興寺候高命乃有可自殺之命鳥取氏者為使節來昌久之屬從之臣等怒而逐擊之鳥取氏被傷走去 昌久乃自殺法名花翁淨榮居士薨于大磯鳥越墳上栽杉樹三株（俗云三本杉）從臣蓮香休八、鍋倉筑後、高木左近、竹迫助左衛門、宮野原助右衛門等殉死」

右の文中、天文三年十月二十五日は、一書には十一月二十五日となっている。

なお、昌久の子久隅は、父昌久の自殺の時四歳であった。久隅の項に

父昌久自殺時久隅才四歳在母之 懷勝久公遣兵攻川上城、久隅母抱久隅而走東西指揮士卒強拒之河田氏(在河田)村田氏(在郡山)等加勢於城中、勝久公之軍不能陷城而解、困退去城兵逐擊之到麗島縱火於福昌寺此般福昌住持僧從軍來故城兵怒而燒之云云

これよつて昌久自殺のころの混乱が想像される。

### 川上家系図

川上清典氏所蔵の系図がある。二巻になつていて、一卷は十八代氏久儔までで、他の一卷は十九代久馬よりとなつてゐる。そしてこれを記した人は、天保二年辛卯七月川上久馬久芳である。統篇の方には久芳の記した「川上氏系譜統編序」がある。

「藤原姓島津氏族川上氏系図」によると、初代は頼久で、頼久は「太守島津上総介藤原貞久公之嫡男也生于他腹故不為家督」とある。頼久は貞久の庶子である。

二代の親久になつて「鹿兒島郡川上村而領之」となつてゐる。

三代家久、四代教久、五代兼久、六代行久、七代公久、八代朝久(一書に八代忠豊とあるが、系図に初め忠豊というところある)、九代安久、十代昌久、十一代久隅(久

隅は初め久信というところ系図にある)、十二代は一書に久利とあるが系図では久通となつてゐる。久利は○印なく、「不忠不孝而不補家督為庶流」とあるので、家督を継がなかつたと思われる。久通の項では「義弘公帰国以故父久隅使久通為家督代渡朝鮮」とある。

十三代久貞、十四代久運、十五代久尚、十六代久東(初め久知、久馬ともいう)、十七代久長、十八代久儔、(久馬ともいう)、十九代久致(この人も久馬ともいう)、二十代久芳(この人も久馬ともいう)系図による歴代はこれまでである。

この系図の後を他書によつて続けると、

二十一代、久封、東馬筑後、二十二代、東馬久璋、二十三代久義、二十四代久竜

久竜は別項に詳記したように宮崎市で死亡、実子がなかつた。川上家としては久竜の弟清隆の子清典が残つて居り、ここに系図も譲られて所蔵してゐるし、二十五代清典と称してゐる(別項参照)。

川上家来

川上家の家来は前述のように岩川では菅牟田附近、恒吉では大谷方面、その他、末吉の町、志布志、松山にも居住していた。これらの家来はどうして当地方に移って来たかを考えて見ると、古文書にも「為稼方」とあり、また中宿のことも見えるので、結局出稼ぎのようなことで移って来て、この方面に居ついたものと思われる。これらの人たちに与えられた最初の土地は恐らく開墾地であつたらうと思われる。

川上家から家来が岩川に出稼ぎに行くのを、主家の川上家から岩川の役人に依頼する書状と、そうした移住者が新しく宗門手札改を受ける時、末吉郷士年寄衆中へ依頼する書状がある。これによって当時の川上家と岩川、末吉との関係が推察される。

証文

家内八人

真言宗

古川仲次郎

右者此方家来ニ而御座候処其表江一往為稼方差越度旨申出候何ぞ無口能者御座候間被召置可給候尤御法度ノ宗旨ニ而茂(無)御座候仍証文如斯御座候以上

天保十年亥四月廿三日

川上東馬役人

石原喜衛

末吉岩川

御役人衆中

証文

古川仲次郎

外ニ 家内 七人

右者此方家来ニ而御座候処ニ此節宗門手札改ニ付新し手札於此方申請候儀別条無之候仍証文如斯御座候以上

川上東馬役人

天保九年 戌

五月廿三日

末吉郷士年寄衆中

家来筋から川上家への上納は、米雑穀の外に壹分銀があつた。壹分銀というのは人頭割である。

請取

鈔八百拾貳文

但人数七拾八人

右者当亥年式分銀上納鈔として相受取申候以上

役人

須賀佐兵衛(印)

亥

八月十二日

古川寛左衛門殿

川上家からは必要の時人は人夫の要求もあつた。堅馬場屋敷の類焼に五人を出すように通知されている。

人数五人

但老家ニ付十日づつ可相勤候略

右者此節堅馬場御屋敷御類焼ニ付夫方として御用の儀有之候間御自分人数取しらべ早々可罷出候様申渡可被成候此段御□頼衆より承知いたし候間御問合申達候

以上

亥

八月十一日

□□与頭役により  
(ヤツレ)

末吉

古川寛左衛門殿

主家と家来筋との関係は密接で、御隠居奥方の喪も五十日間服する様、この間遊興がましきことは止める事という通知が出ている。それから文書が前半破損している

が、「若丹那樣御出陣御銀、御進上として慥に相請取し」という文があり「川上筑後役人須賀佐兵衛より篠原七郎殿」となっている。川上家の若様の出陣に御餞別を送ったものである。

宗門手札改めについては嚴重であつたらしく、それに關する文書が幾通もある。次の文書は、岩川、恒吉、末吉町の家来代表に宛てた文書であろう。末吉岩川村というのは當時は岩川は末吉郷の中であるためである。

此節宗門手札御改ニ付而者出入等有之管候ニ付各支配中之内出入人生子死人等間違無之様念入取しらべ帳面取仕立来月十五日限無延引可被致持参候尤死人之儀者何年何月何日死之訳相記可被申出此段申達候以上

但順々可被差廻候

川上東馬役人

須賀佐兵衛

子正月廿八日

末吉 岩川村居住

古川仙之助殿

恒吉 大谷口村居住

篠原七郎殿

末吉 町居住

野呂庄八殿

らは役人より「恒吉居住御家来中」宛となっている。

- 一、生子
- 一、死人
- 一、家数幾ツ

右者此節御改ニ付来月十日限無間違急度取しらべ可差出  
候様被仰渡候間其方居住御家来人別期日来月六日限無間  
違様早々取しらべ持参可致候様御沙汰候間日限通り無延  
引持参可被致候此段早々可申達候以上

但当年人別御改に付而者諸人貝出銀之儀者老人ニ付  
三百文ツツ取揃可被達出候

役人

午三月廿九日

宮之原芳もと

篠原七郎ニ其外

恒吉岩川志布志松山居住

御家来中

なお、恒吉中宿家来中に宛てた文書では、「女へ面会  
することや遊山がましいことは勿論、他郷へ出ることも  
止める」というのもある。中宿者の心得であろう。それ  
から「鍋倉壮十という男は不屈のことがあったので、折  
檻の為に大小刀を取りあげて蟄居させるから、凡下同様  
に勝手次第に使え」という文書とそれに関連して「家来  
鍋倉壮十は蟄居を命じたが、御隠居様が老年となられ、  
別段の思召で恩赦を仰付られた」というのもある。これ

### 豎馬場川上家の後裔

豎馬場川上家の後裔については、第二十三代久義の子  
に男子三人、女子二人あり、長男久竜、次男宇、三男清  
隆、長女シマ、二女同じくシマ（これは少しおかしい  
が、清典氏の話による）であった。久竜は早くから上海  
に渡っていたが、終戦後引揚、しばらく鹿児島にいた  
後、宮崎市へ行きそこに居住。昭和三十四、五年ごろ死  
亡、妻キヨは同三十六、七ごろ死亡した。久竜には子  
なく、その死後洋子が養女となって現在も宮崎にいる。

次男宇（ウ）は山ヶ野金山に勤めていたが、事故死を  
し、三男清隆も死亡、その長男清典が鹿児島市郡元町に  
居住している。清典は久竜の亡くなる前に、久竜から川  
上家の系図をもらい、それを清隆の妻（清典の母）が知  
覧に持って行って所蔵している。系図は二巻である。清  
典は川上家の残っている一人の男子で、川上家としては  
久竜を二十四代とし、清典を二十五代と称している。

なお女子二人の中長女シマは、島津久篤に嫁した。

豎馬場川上家の墓所は福昌寺墓地であったが、終戦後  
玉竜高校が出来ることになり、墓地移転をした。その時

昔から累代の墓をまとめて、坂元墓地に改葬した。墓地が狭いので、川上家先祖代々之墓とした（川上清典氏談による）。

川上久竜は島津忠弘氏の話によると、性質は至って温和で常に微笑を浮べていた。一面太っ腹の所があり、西郷南洲の写真の原板を作る時、久竜がそのモデルになった程で、その容姿も想像出来よう。禅道に半生を生きただ人であったという。

久竜は十七歳のころ、日置城主であった島津重磨と米国へ渡り、三十歳のころ帰鹿、それから上京して東京第一ホテルのマネージャー等をした。その後日支事変が起きると、上海に渡り、新亜細亜ホテル支配人となり、戦争中も滞在、終戦になって帰国した。引揚後は同志と生活協同組合等を結成し、指宿にもいたが、そのうち中風にかかり、妻の郷里宮崎に移り、そこで亡くなった。晩年は甚だ不幸であった。

久竜は米国在住時代が長かったため、語学堪能で、そのためホテルの外人係となったものと思われる（島津忠弘氏の話による）（昭四三現在）。

#### 武橋の川上家

岩永藤三氏の話によると、川上家の領地があったように、  
「川上、どんの旦那に上納を納めていた、米を志布志に集めて、鹿児島の旦那のところへ届けに行った」と古老が言っていたという。月野からは川上家関係の古文書はまだ発見されないし、また他にこれに関係した記録も見出せないが、志布志を調査すると地頭に川上がいる。

川上将監久辰、川上因幡守久国が寛永、正保のころ、志布志の地頭であったことが記録にある。久辰は久朗の子、久国は久辰の子であり、父の地頭職を継いだ。久辰は川上家五代寛永五年十二月廿八日卒、志布志大慈寺に葬る。久国は寛文三年四月十七日卒とある。この地頭は志布志に居住していたようである。志布志には川上畑という畑地もあるという。

この川上家は武橋の川上家で、後裔は現在岩川の泉木工経営者川上久雄、同家の系図と合致する。それで志布志は武橋の川上家の支配であった時期があったことがわかる。これによって、月野は昔は志布志の中であったので、岩永藤三氏の話も了解出来ると思う。

しかし古文書資料が発見出来ないのので、川上家と桂家との関係はわからない。

## 第四節 桂 家

月野は古くから桂家の所領であった。桂家は島津家九代の藩主忠国の四男勝久を初代とし、二代礼久、三代忠利を経て、四代忠俊の時、各家はその所領地などの関係で姓を変えようという布令が出たため、この家も従来は島津を称していたが、姓を変えることになった。月野はもと槻野といい、初代からの領地であったようであるが、この時、「月の桂」という縁語から姓を桂と改めたと言われる。

桂家の系図に「忠俊（四代）、当時月野を領し月の縁語有り故に桂と号す」とある。これによると四代以後桂を姓としている。

五代忠詮は最初は忠防と言った。この人は系図によると「永禄元年月野にて出生」とある。忠防が月野で生まれたとすると、忠防の父忠俊が月野に居住していたはずであり、このことについて、古文書を調べたがまだそれに関するものを見出してはいない。

この忠防（後忠詮）は勇名を馳せた人である。天正の

初めごろ川内平佐の地頭職に補せられた。天正十四年の冬太守義久公は豊後の大友氏を討つために、大軍を興して、義弘、家久を先陣の将として、肥後、日向両方から軍を進めて行った。この時忠防は義弘公の軍に従い、肥後路を経て豊後の南部に攻め入り戦功をたてた。その後、天正十五年三月、大友氏の訴えで、豊臣秀吉が薩摩を攻めることになったので、島津軍は軍をまとめて郷国に入った。忠防は四月二十三日、平佐城に帰った。秀吉の大軍は四月二十五日、海路川内に上陸泰平寺に陣した。当時薩摩は秀吉に降服することになっていたので、諸城皆降伏した中に、ひとり忠防は平佐城に籠り、忠防は大手口を、搦手は内室が女手ながら鎧に身を固めて、固守し、秀吉の軍を迎えて戦った話は有名である。その後、太守義久公の命によって城を下り秀吉に見えた。秀吉はその忠義に感じ脇差一腰を与えた。忠防三十歳の時であった。忠防は文禄元年の夏、義弘に従って朝鮮に出陣し、六年いて暇をもらって帰った。この後名を忠詮と改めた。慶長五年、関ヶ原合戦に義弘に従って出陣、敗戦して敵中突破したが、このときしんが殿をつとめて、伊勢、近江、伊賀、大和、河内を経て九月十七日夜泉州平野に着いた。この功によって、感状を受け二百石の加増



があった。この感状は今も桂家に所蔵されている。忠詮は浮田秀家の助命にも奔走して功があった。元和元年大坂夏の陣が起り、太守家久に従い、病をおして出陣したが、船中で病気が進み、また大坂城も陥ちたと聞き、暇をもらって帰国した。そして元和元年七月十八日高山で病死した。年五十八であった。墓は高山にある。

忠詮の子忠次は文禄元年夏義弘に従って高麗に渡り、慶長三年二十一歳で戦死し、次男忠秀も朝鮮陣中で功があった。忠次が戦死したので、忠秀が家督を継いだ。六代である。この人も高山の地頭になった。

十一代久祐は織部、光久の十四男大目附若年寄を勤めた人であるが、宝永二年十月四日末吉地頭職に補せられ、同七年八月六日末吉から頼娃の地頭職に補せられた。

二十代久武は都城県知事になった人である。久武は天保三年五月二十八日生まれ、日置家からの入婿である。斉彬に知られ、当番頭、小姓与、番頭勘定奉行大目附などの役を経て家老職に挙げられ藩政に尽瘁した。維新後は鹿児島藩参政権大参事都城県豊岡県などの参事になり、後城山で戦死した。

久武は慶応三年に田口村（今の霧島町田口）にあった島津家直轄の霧島神宮の寺領を払い下げ、四月、このあ

たりの原野を自費で開拓を始めた。その後溝渠を通し、田畑を拓いて行った。ここへ移住者を集めたわけであるが、すべて桂家の家来筋であった。移住者には家宅、器具、食料など与えた。明治三年までに通貨三万六千貫文余を費した。当時の人夫頭は串木野村の曾右衛門、武右エ門、市之丞であった。桑原武右エ門、崎山清太郎が真先に移って来たという。税金も軽かったので、移住する人が多く、明治三十九年の記録によると、戸数六十余戸となったとある。この地域を桂内という。周廻二里余、反別は百七十町余、田畑宅地を合わせると百三十八町余となる。

以上は桂久武招魂碑（明治三十九年六月、久武の子小吉建）の碑文によったのである。

桂内への移住者は桂家の家来筋から希望者を募ったのであろうが、ここでも明治初年ごろの身分関係がとりあげられているようである。それは伊勢家の岩川郷建設の時、谷山の家来筋に、岩山へ行けば士族にする。谷山に残る者は平民になるというのであって、これは実際にそのような措置がとられている。桂内にしてもここへ来る者は士族の身分となり、来ない者は士族株をとりあげるというのであった。

桂久春氏が終戦後古老たちについて、当時の移住者の名前と出身地を調査したものがあり、それによると、国分小田より四、溝辺より二、谷山より一、野方村より七、市成より一その他不明のものがある。月野は桂家の領地だから月野からもありそうであるが、元来月野は士族は数家しかない所で、この数家は他の系統と思われるので、月野出身者はここには見出せない。野方村水谷の人数の多い所を見ると、そこに桂家の家来がいたのであらう。

明治四年十一月に都城県が置かれた時、桂久武は都城県参事になった。久武が都城県参事時代に書いた日記が今も桂家に残っている。都城県は六年一月十五日に廃止になった。

明治十年、西南の役には、久武は最初は出征しないつもりであったそうだが、出発の前夜、西郷隆盛が訪ねて来て、急に翌朝出軍することになったという。久武は隆盛と非常に親しくしており、隆盛は久武を尊敬していて、久武への手紙は「様」と敬語をいつも使っていたそうだ。桂家では久武とその長男久嵩（ヒサハル）が十九歳で従軍した。久武は西郷と共に城山で戦死したが、その遺骸は赤毛布で包んで埋葬してあったという。久嵩は

磯まで来て捕虜にされようとして暴れていた所まで家来が見ていたが、その後は不明であったという。それで桂家は次男の小吉が継ぎ二十一代、当主久春は二十二代である。

### 桂家系図

島津忠国（島津藩主9代）四男勝久(1)——礼久(2)——忠利(3)——忠俊(4)——忠助（忠詮）(5)——忠秀(6)——忠能(7)——忠知(8)——忠康(9)——久澄(10)——久祐(11)——久音(12)——久中(13)——久芳(14)——久郷(15)——久儺(16)——久桂(17)——久視(18)——久徴(19)——久武(20)——小吉(21)——久春(22)

右は、磯集成館の「薩陽武鑑」によったのであるが、別に玉里文庫の「薩陽武鑑」がある。玉里文庫の分は磯集成館のよりも古く、十六代久儺までになっている。磯の方は二十代久武に及んでいる。

磯本には本領勝志布月野邑とある。この本領勝とは何を意味するのか、桂家は家字を用いたものと思われるが、玉里文庫の方には「本領志布月野」とあり、勝の字はない。

桂家の石高を磯集成館の「薩陽武鑑」によると「高百六十石余」あり、玉里文庫のそれには「高八百七石六斗

二升」とある。なお玉里文庫分には「高四千七百十一石、綾地頭職用夫百六十式人」とある。

磯本の当主は「桂式部久桂御対面所大目付元治元九月補」とあり、久桂は桂家十七代の当主である。玉里本では当主は「桂宇右衛門（久儘）御対面所当番頭」とある。久儘は十六代である。両本とも「一所持」となっている。

なお、鹿児島県史料集<sup>23</sup><sup>24</sup>によれば「薩隅日惣高並郡郷村調」（年代未詳―享保ごろか）の中で志布志の項に、伊崎田（重留持切）田之浦（大応寺持切）とあるが、月野には桂持切とは記してない。（大応寺は大慈寺の誤りか）

また薩隅日琉諸郷便覧（年代未詳）にも田之浦村（大慈寺の領分也）蓬原村（今和泉領分）とあるものの月野村には私領分は記されていない。

## 第五節 宮之城島津家

坂元は宮之城島津の二男家の私領であったという。

「薩隅日郡村名附」では、五拾町村、中之内村（千石馬

場 伊勢雅楽持切）とあるが、坂元村はこの時点では私領ではない。「薩隅日惣高並郡郷村調」の時は、五拾町村、中之内村は伊勢雅楽持切り、坂元村は島津内記持切りとなっている。中之内村が伊勢家私領となったのは、島津家久の子、貞昭が伊勢家養子になった時（寛永七、八年ごろ）である。

一方、蹲踞神社棟札によれば、遷宮の天正十九年は大壇越藤原時久（北郷時久のこと）地頭小杉治部少輔頼栄と記されている。次の寛永十七年は蹲踞神社を再興しているが、この棟札には庄屋と名主の名が記載しており、その後、寛文三年霜月庚申日に初めて「領主島津中務」と記されている。また寛文十二年には領主島津新八郎久馮嫡子助太夫久軌とある。

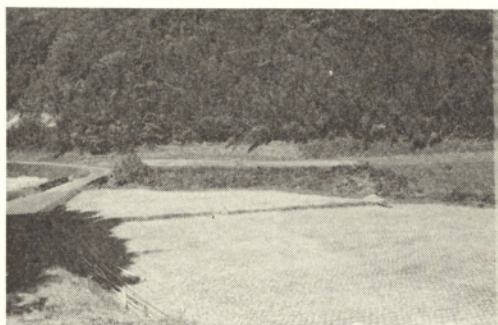
宮之城島津の系図は「薩陽武鑑」によれば、

島津下野守久元二男、藤原久茂―久武―久文―久昌―久与―久澄―久住―久当―久謚―久雄（内記）―新八郎―久治（久光の子）―と続く。

「西藩野史」によれば

下野守久元二男久茂（中務）―久馮（甲斐）―久文（内記）―久昌（新八）―久映（内記）―久東（内記）―となる。久元は庄内の乱に伊勢貞昌等と共に島津忠恒

の下に従軍しているが、その二男の久茂が坂元村を領したの、寛文三年を含め、それより少し前ごろかである。



坂元仮屋（川向うの田圃）

高六百十四石九斗

イニ七百九十三石七斗余

一所持格持切在大隅曾於郡恒吉坂元村

日高辰雄文書によれば

高六百八拾八石式斗六升 坂元村  
 内 三百八拾八石四斗八升七合五勺六才 浦河内方限  
 貳百四石八斗七升貳合四勺四才 神牟礼方限  
 高三千四百四拾七石九斗八升貳合八勺五才 恒吉

浦河内方限と神牟礼方限を加えると坂元村の高と相違するが、そのまま記す。

宮之城島津家家中（日高辰雄文書）

隅州曾於郡恒吉坂本村居住之御家中

村原休左衛門 野村喜三次

村原喜平次 野村伴右衛門

谷山郷士西 喜之助 野村勘助

榎 勘兵衛 野村龜助

榎 与太郎 野村孫六

立山甚四郎 野村喜左衛門

立山喜兵衛 野村清右衛門

児島伊三次 野村喜兵衛

大良木喜左衛門 野村市右衛門

(次郎助)

永山次郎兵衛 和泉十蔵

伊地知孫八

吉国休右衛門

吉国新藏坊

吉国常右衛門

〃 四郎助

〃 休次郎

野村孫七

野間市兵衛

野間太七

上原佐四郎

上原八郎

上原十藏

指宿寛右衛門

足輕

平山市右衛門

平山市袈裟

恒吉 永山三左衛門

奥野市郎次

其外

志布志、蒲生、宮之城、鶴田、山崎、中江、

中宿之衆余多にて候

坂元の菓丸仲之助の談によると、祖父仁右エ門から次のように聞いたという。

坂元は宮之城の島津家の領地であった。当時のお仮屋は瀬ノ口橋のすぐ上の田圃の所にあった。お仮屋は役所であり、また学校でもあった。領内の上納は仁右エ門が集めて、直接宮之城へ納めた。坂元で集めた米は馬で福山まで運び、小さい「ろ舟」で鹿兒島へ送り、向こうで処分したか、宮之城へ持って行った。鹿兒島では当時宮

之城島津家の蔵があったようで、現在の中央市場の上の方にその蔵あとがあったという。

なお、坂元の土族は祁答院、谷山、川辺の人が多い。恒吉はもとからの郷士、坂元は宮之城島津家の家来たちである。

私領の坂元村の高原部分に福山牧と末吉牧の二つの藩牧がある。末吉牧は伊勢家私領の中之内村にもかかっているが、末吉牧の中に鹿倉（狩倉―狩猟のため設定された場所）があり、鹿倉と私領の関係について島津内記から郡見廻に提出された文書があるので記す。

口上寛写

(馬場文書)

恒吉坂元村之内末吉御牧御鹿倉内

山野 十町

内 木場ヶ迫

五町

大板屋

貳町

小板屋

三町

但 一畝

右者私持切恒吉坂元村地面内ニ而末吉御牧内江相掛先年諸雜木拝領被仰付鹿倉伐跡ニ御座候処仕明御免被仰付被下度奉存候尤返地之儀者同所御牧境石ヶ橋山野十五町為返地差上置申度奉存候向輪堀垣之儀者私より相調可申候間御時節

柄近比恐多奉存候得共御差支等無御座候ハハ何卒願之通繰替地御免被仰付被下度奉願候此等之趣被仰上可被下儀奉願候以上

島津内記

卯 二月

要約すれば、次のようになろう。

坂元村の内末吉御牧御狩場内 山野十町

右は私の私領で末吉牧内に掛かっており、先年雑木を拝領した御狩場の伐跡について、開墾の許可を得たく思っております。この換地については牧境の石ヶ橋山野十五町歩差し上げておきたいと思えます。堀垣の事は私の方で調べますので、恐れ多いことと思えますが、御差支えなければ願の通り許可方申付下さいますよう、この趣き上申く下さいますよう、お頼り申し上げております。

## 第六節 島津仁十郎私領

須田木は島津仁十郎の私領という記録があるので、現地の調査もしたがよくわからなかった。中須田木の高尾次右衛門氏の話によると、八反という部落が島津の領地

であったと伝えられているということであったが、島津仁十郎私領に関係があると思われる。

「薩隅日郡村名附」によれば、市成（島津石見持）、五拾町村、中之内村（伊勢雅楽持切）とあり、この時代は須田木は私領ではない。また坂元も私領ではない。八年代未詳とあるも寛永七—寛文三の時代の記録と思われる。

「薩隅日惣高並郷村調」の中では、市成（島津右膳私領）、須田木（島津右膳持切）、坂本（島津内記持切）とある。郷村調も、年代未詳享保頃かと記されている。今少し詳しい資料が欲しいが、大ざっぱな言い方になるものの坂元の私領と同じ頃かまたは享保までの頃と推定せざるを得ない。

安政四年の写によれば、外城附の中で市成は島津仁十郎私領とあり、ここに仁十郎が記されているので、仁十郎は右膳の子孫ということになるのであろう。

## 第三章 兵 事

### 第一節 島原の乱

寛永十四年、キリスト教禁圧に抗して天主教信徒等が天草四郎時貞を首領とし、肥前島原に乱を起こし、頑強に抵抗して翌年漸く平定した。この乱に恒吉から、遠矢下総守はその夫卒西平左衛門と出征した。遠矢下総守は遠矢長の祖先である。

### 第二節 薩英戦争

文久二年八月、島津久光が江戸を發つて帰洛の途中、行列が今の横浜市で当時武蔵生麦村にさしかかった時、騎馬の英人四人が行列の前を横切ったというので、英人を斬った。これに対し英国側では大いに怒り、下手工人の引渡しを要求したが薩藩はこれに応ぜず翌年英国は幕府に謝罪書と賠償金十萬ポンドを要求したのに、幕府は遂

に応じたが、薩藩は頑として応じない。そこで英国は艦隊を鹿児島に廻して直談判をしようとした。

文久三年六月二十七日英艦七隻が来て、以後薩藩と交渉が続けられたがまとまらず、七月二日天保山砲台から火ぶたをきって、戦争になった。薩軍よく奮戦して四日午後には英国艦隊は退去して九日には横浜に帰った。

この薩英戦争には当地方にも郷士の召集があったように、入角の須田農夫雄氏の話によると、同家は鹿児島川の川上家の家来で、戦争勃発の通知が来ると、直ちに川上家へかけつけるため出發、吉野まで行ったところ、戦争はもうすんでいたもので、そのまま引き返した。久木山の鮫島利雄氏方にもこれと同じような話が残っている。

志布志でも郷士が百五十人、大轍をたて、出發したが途中、加治木で敵艦の退去を知って、引き返したという。幟持大迫弥五左衛門、それに貝役、玉薬方、人馬方、什長、医師、伍長、戦兵、兵糧方など合計百五十五人であった。

末吉の場合は、筆者の祖父の記録によると、鹿児島まで行ってはいるが、もちろん戦争はすんだ後である（筆者〓高木秀吉氏）。

### 第三節 長州征伐

孝明天皇が攘夷親征を決行すると発表されたが、これは討幕を意味する計画であった。しかしこれが実行されると、このことの主唱者である長州藩の勢力が大きくなるので、薩摩藩では京都守護の会津藩と協力して、武力で京都にいる強硬派を一掃した。長州藩では七卿を擁して帰国した。七卿落である。幕府はこの機に乗じて反幕府勢力を一掃しようとして、御沙汰を受けて元治元年十一月長州征伐の軍を興した。この戦に薩摩藩も加わった。当地方からも出征し、筆者の祖父高木十太左衛門の軍中日記にはその間の行動を伝えているが、「明日は斬込み」という前夜、戦争中止の命が伝えられている。それは長洲藩毛利敬親父子が恭順派の説によって謝罪したためであった。

月野村史諸家系図によると、月野の郷士、宮内十八郎、忠限喜之助、安庄金左衛門、牧之瀬善四郎、原口勘次郎が出征している。末吉などからも出征しているの  
で、恒吉からも出征しているはずであるが、資料が見出

せなかった(筆者＝高木秀吉氏)。



## 第四章 麓と野町

### 第二節 恒 吉

#### 第一節 岩 川

岩川の麓は「伊訪翁御飯屋仰渡留帳」によると、現在八幡神社のある丘がいわお城、その丘の下に御飯屋があり、あの辺り一帯が麓ということになる。しかしたびたび書いたとおり岩川は伊勢家の私領で、末吉の支配を受けていたので、岩川にあった伊勢家の御飯屋は「休憩所・集会所」位の意味をもったものであることが「仰渡留帳」によってわかる。しかもそれまでは何もなかったのを寛政十一年九月（一七九九）に建築したのであった。ただ、この文書の中に「急事有之御飯屋より貝を吹候節者早々駆付与頭応下知可相動候」とあるので、あの辺り一帯に麓のあったことが想像される。なお、当時の野町はどうなっていたかわからない。

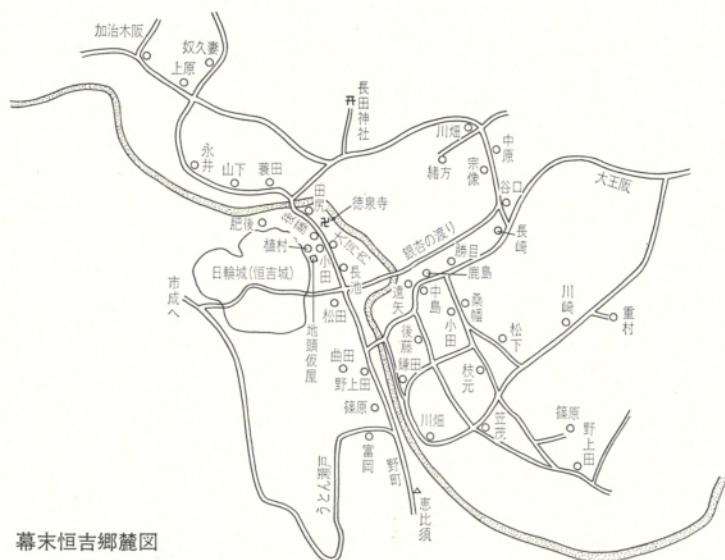
恒吉の麓は日輪城の下、菱田川の流れに沿って、谷合いにつくられた。

城は主城日輪城の外に、南方に西高城、東高城があり、日輪城は自然丘を利用した城であるが、普通の城よりも高く、往年の要害を想い起こさせる。日輪城の頂に「三福神」と呼ばれている祠がある。高さ一m余の石室であるが、今は内部は空洞である。おそらく城の守護神だろうと思われる。三福神のすぐ上が一番高い所で、そこから南方を見ると主城よりも一段と高く「西高城」と「東高城」二つの城が肩を並べている。日輪城とこの両城との間を見下ろすと、深い底のしれない谷になっているが、あるいは三城を合わせ一城とすべきであろうか。

日輪城の中腹に射場の跡がある。ここは平地になっており、最近まで、人家があったそうである。

恒吉郷の地頭飯屋は、勝目文書によると「方今恒吉尋常高等小学校より一町程の所」とあるが、三国名勝図会に日輪城は地頭館より西方に接すとあるので、日輪城の

## 第4章 麓と野町



幕末恒吉郷麓図

東側、今の地区公民館の付近に地頭館があったと思われる。地頭館付近の小字は畠というが、川を挟んで東側は馬場字である。そして馬場字の更に東側に仮屋字があるが、この仮屋字はなぜここにあるのか不明である。

遠矢長氏の話によると、恒吉小学校のあったあたりに小田家があり、その上の方、すなわち城の崖下のところに植村という校長をした人（この人は佐多から来た人で、昔からあった家ではない）の家があり、その隣にカヤ葺きの小さい家があった。その家が地頭仮屋で、ここを学校にあてていた。勝目文書によると、「明治五年九月、恒吉第二十一郷校として創立してから、明治十九年迄は旧地頭仮屋跡で、家屋の構造不完全なりしが、明治二十年新築し、構造稍々美観を呈す」とある。先述のカヤ葺の家が地頭仮屋で、明治十九年迄、この家で学校を開いたことが解る。地頭仮屋を役場にあて、学校にあてた例は末吉の場合、岩川の場合その他多い。「明治二十年新築」というのは、恒吉小学校の沿革にある「明治二十年、校舎を建て、普く就学児童を収容し、小田勲初代校長を迎える」とあるそれに合致する。

地頭仮屋を学校にあててから、役場はどこへ行ったかというところ、遠矢長氏の話で、昔の役場は家畜保健所のお

った所に昔の徳泉寺（今の徳泉寺ではない）があり、その寺が明治二年頃の廃仏毀釈で廃寺になったその寺の家に役場があった。だから徳泉寺の家が廃仏毀釈で空いたので、地頭仮屋でとっていた事務を、この家に移したものと考えられる。遠矢長村長の時役場を建築したので、その時の役場（昔の徳泉寺の建物）は現在の徳泉寺にゆずった。

西南の役では役場は一時長田神社に移った。当時の戸長は遠矢良治であった。

地頭仮屋の下の方には小田家があったが、学校建築の為、他に移転した。

旧徳泉寺（旧役場）の前附近に勝目家などの墓所があるが、これは旧徳泉寺所属の墓地である。旧徳泉寺を西へ行くと、現在のコンクリート橋は無く、その所から川に沿って左折し少し下ると、現徳泉寺の裏側に向かって府元橋があった。この橋は大正十三年三月架設だが、道路変更があつて、現徳泉寺の前を通つて神牟礼、須田木に向う道が出来た時に、この府元橋から現徳泉寺の向こうを通り川に沿つて田圃の中を通り、現澱粉工場附近に通じていた道は、廃止になったのである。

旧役場（家畜保健所のあつた所）から学校下を野町の

方向に向かつて来ると、学校下に長池家がある。その横から遠矢家に向かつて下りる小さい路があり、川を渡る所を「銀杏の渡り」と言った。遠矢家の下の川近く大きな銀杏があり、この銀杏の古株が今も残っている。この小さい路は遠矢・鹿島・勝目方の裏を通り、上馬場の宗像家と長崎家の間に出ていた。しかし今はこの道はない。この道が上馬場に出るが、長崎家の角から上り坂を行くと大王坂になる。長崎家の所から逆に坂を下ると、

この辺りは馬場といい、前述の勝目・鹿島・中島・遠矢・堀切の郷士の門口を通り、川に近くなる。現在の岩川へ通る県道は昔はなかった。堀切家の所から川に出るのに太鼓橋がかかつていた。この太鼓橋は寛政二年三月の架橋で、現在のコンクリート橋の下流十五mくらいのところに現存している。太鼓橋を渡ると野町に向かうのであるが、途中は野上田愛五郎氏の話によると、竹藪の中の細い道であつたという。野町との間に堀切・篠原の郷土がいた。野町は現在の伊集院商店の石垣のある角から、八十mくらい向こうに恵比須さまの石室がある所までの区域である。この道をまっすぐ行くと宮ヶ原・荒谷・大崎に通ずる。なお市成街道は前述の伊集院商店の石垣の角から右折して、篠原、富岡両屋敷の間を坂を上り、



野町えびすさま (大きい方)

恒吉の野町は現在の伊集院店の所から下の方あたりである。恒吉城の下、橋の手前から後方の高い所まで、郷土の屋敷のある麓である。今は県道が通っているが、古老の幼いころの話では、麓から野町へ行く道は竹山で、その中を小さい

「うとん瀬戸」と呼ばれていた深い瀬戸道を登って行って、市成、そして百引へ通ずる。

### 恒吉の野町

野町は藩から公認された郷の町場で、外城のころ、岡町と呼んでいたが、岡町の呼称はふさわしくないとして野町と呼ぶようにした。野町は全外城におかれたのではなく、一一五外城のうち藩指定により六十七か所におかれている。

道が通じていたという。

恒吉の野町は、野町と呼んでいたが、店としては質屋(現在の伊集院店)の店があった。昔は今のようには物資がなく、郷土の用を足すくらいのものであったようである。古老の話によると、幕末ごろは店にシャクシに使うインタラゲやその外二、三並べてあったわびしいものであったという。もっともこの店も質屋をしていた。

この野町は別に定まった市日はなかったが、何かお祭りなど行事の時は、アメやオコシをつくって持って行って売る者がいた。

市成への県道と川原へ下りる三叉路の左側の広場に石塔が二基立っている。大きい方は野町に昔からある恵比須さまで、もと伊集院店の手前であったのを現在の位置に移したものである。彫り込んだ文字を判読するのたい寛保九歳正月十一日のようなものである。以前はお祭りもし、六月灯も行ったという。その後、長田神社の祭りの時に、神主がお祭りをする。商売の神様といわれている。側にある小さい方の祠は、明治二十一年と刻し、附近のある人が、馬が死んで育たないので造立したという。紺屋はここでも郷土の家で行い、小田家がやっていた。小田家は久木村中将の出た家である。

## 第五章 交通

### 第一節 街道

薩藩から大阪や江戸へ行くには、通常出水筋、大口筋では豊前小倉に、高岡（宮崎の近くの高岡のこと）筋では、日向細島に出て、そこから海路を行く。この幹線街道に一里塚を設けた。これは寛永十年六月、幕府巡見使下向の時、三十六町一里に竿を打って築いたという記録がある。この三筋の街道を含めて鹿児島を中心として諸郷を連絡する街道があった。それらの鹿児島と諸郷との間の宿次による公用書状送達の系統から見れば七筋になる。出水筋、加久藤筋、志布志筋、綾筋、大口筋、寺柱筋、高岡筋となっている。この中、関係の街道は

志布志筋 末吉—岩川—福山—加治木—鹿児島  
 重富筋 重富—帖佐—加治木—日当山—踊—曾於郡—清水—国分—敷根—福山—市成—百引—恒吉—松島  
 桜島筋 桜島—牛根—垂水—新城—花岡—大始良—大根

占—小根占—佐多—田代—内之浦—高山—始良—鹿屋—高隈—串良—大崎—志布志

領内の交通路はこのような諸系統から成立ち、その間各所に宿場があり、書状、廻文の送達に宿次夫を出し、奉公人に対しては、例規に従って送人馬を出したのである。宿次夫送人馬は百姓の夫役により、飯米は郡方から出した。この外に、商人等の雇人馬もあり、寛政二年五月には、その賃銀を一定し、駄賃馬一疋駄荷二十二貫、あるいは乗掛下荷十貫一里に付駄賃七分五厘、軽尻馬一里に付同五分六厘三毛、日雇一人持荷五貫一里に付賃銀五分としている。当時の雇人馬の賃金である。

境目、津口における番所、すなわち関津の制度は、他の藩には類例が少ない程薩藩のは厳重な制度で、こうしたことから薩藩はほとんど他藩から隔絶されたのである。これには藩の位置が西南端にあり、また藩境が山岳にすぎられて自然の障壁となったことも非常に関係しているのである。

境目番所は旅人の出入等を改めるため、領外出口の要地に置いた。出水野間原、大口小川内、加久藤球磨口、高岡去川、野尻紙屋、都城梶山、同寺柱、志布志八郎ヶ野、同夏井等である。この外領外に至る間道に辺路番を

置いたが、関係の分では次のようになっていた。

志布志―後谷、新地、毗砂ヶ野、大河、川原田、馬庭、田床、二本松

それから海の方では、津口番所で主要な港津に置き、船舶の出入等を改め、外に異国船遠見番所、火立番等があり、これらは外国船の来航を警戒するものである。近くでは内之浦、志布志、高山、波見等に置かれた。

番所改については、種々厳しい規定が設けられていた。番衆が昼夜番所に詰め、証文を改める等、嚴重に見張った。証文のない者は罪科に問われ、平常出入の商人は先規通り通らせ、一向宗の者は帰らせる。その他嚴重に取り締まった。関所破りは殊に嚴重で、若しあれば搦め捕って鹿児島へ送る定であった。

薩藩では重罪には「長送り」というのを科したが、それには「東送り」と「西送り」があった。「西送り」は出水の野間の関から藩外に送り出すのであったが、「東送り」は高岡（宮崎の手前の高岡のことで、ここまで旧薩藩）の去川の関から送り出される。「東送り」の大部分はこの辺りで打首になったという。極悪人はもとよりであるが、幕府の隠密や憂国の志士などが数知れずここで血を流したという。

### 大崎街道

恒吉から大崎に行くには、昔は次の道を通った。（恒吉野上田愛五郎氏の話）長江―宮ヶ原―荒谷―水谷―野方の中村―持留―大崎

### 旧恒吉街道

恒吉から末吉へ通ずる旧恒吉街道は、末吉の高松から岩崎の中野―大隅町の馬渡―笠木原―郷田―新田場―菅牟田―久木山―大谷―宮ヶ原に通じた。

### 麓石橋（太鼓橋）

岩川・恒吉街道の長江川にかかるアーチ式石橋であり、寛政二年戊辰三月吉祥日とある。

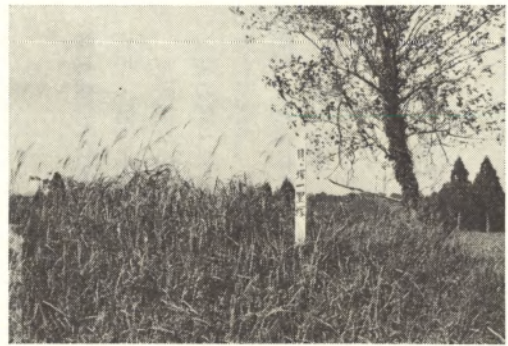
当時の郷士年寄は、長池喜三左衛門、遠矢金兵衛、緒方大太左衛門、勝目新助、組頭は遠矢吉左衛門、中村彦右衛門、永井林右衛門、横目は、長崎休兵衛、川畑喜左衛門であった。

## 第二節 一里塚

昔は街道の里程を示すために、一里毎に一里塚を築いた。道の両側に土を円く盛りあげたものであるが、昔はこの円丘の上に町木といわれていた標木をたてた。また桜や榎が植えられたが、それは街道筋によって定まっていた。鹿兒島から通山、都城を経て高岡に通ずる街道高岡筋では桜を植え、都城から今町、末吉、泰野を経て志布志に通ずる街道では榎を植えた。この一里塚の上の榎が老木になって繁り、道の上においかぶさっていたという。この道路の中、都城から志布志に通ずる道路で、今町一里塚と末吉の川内一里塚がそのまま残っている。今町一里塚は完全に道の両側に二つ残っているが、末吉の川内一里塚は片方しか残っていない。

大隅町内では菅牟田の上と、恒吉の貝ヶ塚の県道筋の右手に残っている（昭四四現在でその後、菅牟田のは壊された。）。

菅牟田の一里塚は末吉から恒吉へ通ずる旧恒吉街道の中にあった。この一里塚の上に何の木が植えてあったか



貝ヶ塚一里塚

はわからない。

恒吉の一里塚が貝ヶ塚にあるというのを聞いていたが、現地がなかなかわからなかった。最近あるきっかけから調査をした所、漸く発見出来た。場所は貝ヶ塚三叉路バス停留所から東北方一〇〇m位の畑の一隅に十坪位の塚が残っている。一里塚は二つあったはずであるが今は一つ残っている。この塚について、菱ヶ迫の中迫二之助（明治十九年生）さんは、この一里塚は菅牟田の上から一里にあたる塚であると語った。この一里塚は勿論前記の旧恒吉街道の中に入るわけである。

一里塚の築かれた年代については、高岡筋について、都城の古文書に宝永三年（一七〇六）とあり、志布志街

道の分には宝暦六年（一七五六）とあるので、菅牟田と貝ヶ塚の一里塚も大体そのころか、あるいはその少し後に築かれたものと思われる。

### 第三節 宿 場

末吉の通山は鹿児島、福山、都城、高岡（宮崎の近くの高岡）をつなぐ高岡筋の中であり、昔から重要な宿場番所があった。通山には末吉側と財部側とがあり、現在、押川亘方の屋敷が末吉側宿場、その向こう側財部町松元義光方の屋敷が財部側の宿場であった。通山は道路を隔てて末吉側と財部側になっているので、両方とも宿場を置かれたのであろう。宿場では手紙や荷物の取次をしたが、宿場に詰めた人は、通山、口弁木などの郷土が交替で詰め、荷駄の送り次をする馬と人夫が百姓から出された。岩川は昔は末吉の支配を受けていたので岩川の百姓は通山まで出なければならなかった。古文書については「末吉地頭所と岩川の関係」参照。